

## [ 新 ]

## [ 旧 ]

補助配水管工事及び給水装置工事仕様書（上水道編）

補助配水管工事及び給水装置工事仕様書（上水道編）

※文章の構成を一部変更した

※文章中の各種法令、基準及び通知等について最新の改正日に書換えた

※公用文における読点の表記の変更に伴い、「、」(コンマ)を「、」(点)に書換えた

(読点の表記変更のみの場合は新旧対照表に記載しない。)

※文章の修正及び追加に伴い、適切な番号及び頁番号に書換えた。

※単位をカタカナ表記からアルファベット表記に書換えた。

(単位の表記変更のみの場合は新旧対照表に記載しない。)

## 第1章 総 則

## 1-1 適用

## 5 工事対応

受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。

ただし、**契約書第29条（臨機の措置）に定める内容等**の措置を行う場合は、この限りではない。

## 1-2 用語の定義

## 8 担当監督員

(省略) また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料**検査**の実施（重要なものは除く）を行う者をいう。(省略)

## 16 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。(省略)

## 17 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員**又は**受注者が書面により同意することをいう。

## 20 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員**又は****検査員**に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

## 22 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

## 26 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印

## 第1章 総 則

## 1-1 適用

## 5 工事対応

受注者は信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、**災害防止等のため必要な**措置を行う場合は、この限りではない。

## 1-2 用語の定義

## 8 担当監督員

(省略) また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料**試験**の実施（重要なものは除く）を行う者をいう。(省略)

## 16 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。ただし緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。(省略)

## 17 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員**と**受注者が書面により同意することをいう。

## 20 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

## 22 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、**監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し**、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

## 26 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印

## [ 新 ]

印したものと有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

### 27 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものという。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。

### 38 同等以上の品質

(省略)

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

### 42 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。

～以降、項目番号一つずつ縦下げ～

### 1-3 設計図書の照査等

#### 1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

### 1-5 施工計画書

#### 1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。(省略)

### 1-6 コリンズ (CORINS) への登録

(省略)

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## [ 旧 ]

したものと有効とする。(記載なし)

### 27 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものという。

(記載なし)

### 38 同等以上の品質

(省略)

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。

(記載なし)

### 1-3 設計図書の照査等

#### 1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

### 1-5 施工計画書

#### 1 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。(省略)

### 1-6 コリンズ (CORINS) への登録

(省略)

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

発注者は、登録内容の確認時に受注者が作成する「登録のための確認のお願い」について、登録内容を確認し、署名・押印するものとする。

## [ 新 ]

## [ 旧 ]

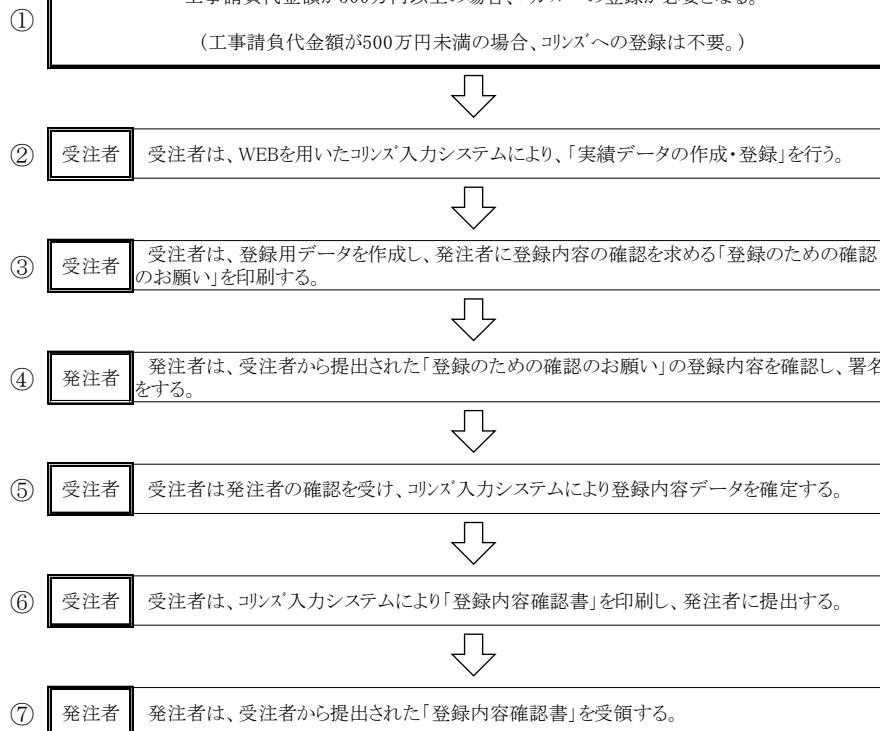
## 工事実績情報・登録の概要

工事請負代金額	必要となる登録	登録のタイミング	登録の期日
500万円以上	受注登録	工事契約後	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
	変更登録	工期、技術者(現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐)に変更が生じた場合	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
	完成登録	工事完成後(完成検査完了後)	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
500万円未満	登録は不要		

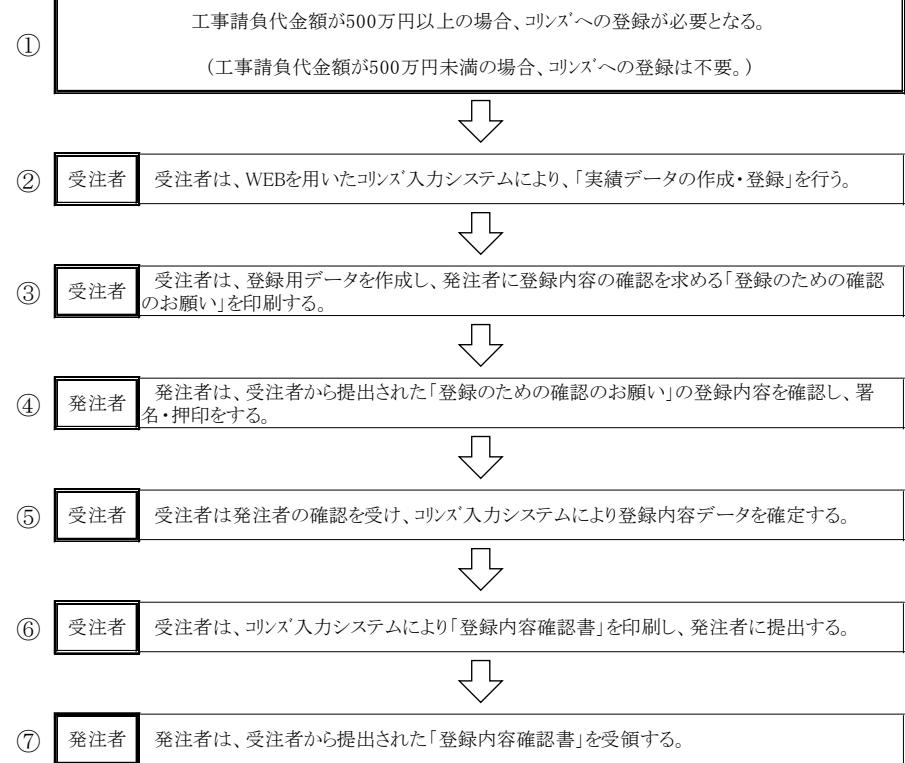
## 工事実績情報・登録の概要

工事請負代金額	必要となる登録	登録のタイミング	登録の期日
500万円以上	受注登録	工事契約後	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
	変更登録	工期、技術者(現場代理人・主任技術者・監理技術者)に変更が生じた場合	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
	完成登録	工事完成後(完成検査完了後)	土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
500万円未満	登録は不要		

## 工事実績情報・登録の流れ



## 工事実績情報・登録の流れ



## [ 新 ]

### 1-9 工事の下請負

3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

### 1-10 施工体制台帳

#### 1 一般事項

受注者は、工事を施工するための下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日改正 国官技第319号、国営建技第16号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の対象範囲には、交通誘導警備員を派遣する警備会社も含むものとする。

#### 2 施工体系図

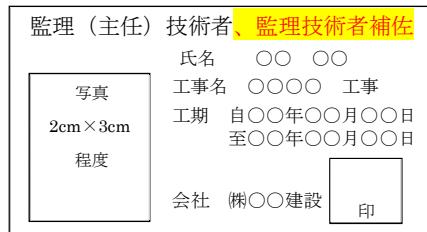
第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日改正 国官技第319号、国営建技第16号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

#### 4 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は次図を標準とする。

（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）

【名札の標準図】



### 1-11 受注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るために、特記仕様書に開催の定めがある場合は、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催す

## [ 旧 ]

### 1-9 工事の下請負

3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

### 1-10 施工体制台帳

#### 1 一般事項

受注者は、工事を施工するための下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(最終改正：令和元年6月4日付け国官技第40号、国営整備第2号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の対象範囲には、交通誘導警備員を派遣する警備会社も含むものとする。

#### 2 施工体系図

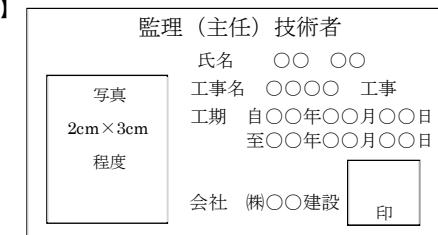
第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(最終改正：令和元年6月4日付け国官技第40号、国営整備第2号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所並びに公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

#### 4 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

名札は次図を標準とする。

【名札の標準図】



(記載なし)

## [ 新 ]

るものとする。

～以降、項目番号一つずつ縦下げ～

### 1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1-13 調査・試験に対する協力

#### 5 低入札価格調査

受注者は、当該工事が京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領(以下「要領」という。)第1条に基づく低入札価格調査の対象工事となった場合は、(省略)

- (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 第1章1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

### 1-14 工事の一時中止

#### 3 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

### 1-16 工期変更

#### 2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第20条第4項及び第21条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、(省略)

### 1-19 建設副産物

(削除)

～以降、項目番号一つずつ縦上げ～

#### 7 建設副産物の適正処理

##### (1) 産業廃棄物が発生する場合の対応

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(改正平成16年4月1日)を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されていることを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務

## [ 旧 ]

### 1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1-12 調査・試験に対する協力

#### 5 低入札価格調査

受注者は、当該工事が京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領(以下「要領」という。)第2条に基づく低入札価格調査の対象工事となった場合は、(省略)

- (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2) 第1章1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

### 1-13 工事の一時中止

#### 3 基本計画書の作成

前第1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

### 1-15 工期変更

#### 2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第20条第5項及び第21条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、(省略)

### 1-18 建設副産物

#### 3 搬出時の写真の提出

受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、受入施設における搬入前、搬入中及び搬入後の写真を工事写真に添付のうえ、監督員に提出しなければならない。

#### 8 建設副産物の適正処理

##### (1) 産業廃棄物が発生する場合の対応

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(平成15年12月26日条例第45号)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(平成12年6月1日実施)を遵守し、第2項のマニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されていることを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることと

## [ 新 ]

のあるA票、B2票、D票及びE票については、その原本を検査時までに監督員へ提示し、その確認を受け、廃棄物の種類ごと、行き先（処分事業場）ごとに代表的な帳票（帳票が多量の場合）の写しを監督員に提出することとする。

### (3)建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票等の写しを監督員に隨時提出するとともに、その原本の照合による確認を検査時までに監督員に受けるものとする。（ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。）

原則、特記仕様書に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、監督員の指示によらず受注者の提案により搬出先を変更する場合は、受入単価を確認するため、搬出先の請求書等を提出することとし、処理にかかる費用が設計金額を下回る場合は、原則として設計変更の対象とする。

### 9 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について（建設リサイクル法対象工事の場合）

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和4年6月17日改正）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

## 1-23 完成検査

### 2 完成検査の要件

(2) 契約書第19条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改善が完了していること。

### 6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第34条第2項に規定する期間に含めないものとする。

## 1-24 施工管理

### 3 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

（省略）

また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（平成18年3月31日改正 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）によるものとする。

### 6 労働環境の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等

## [ 旧 ]

して保管の義務のあるA票、B2票、D票及びE票については、その原本を検査時までに監督員へ提示し、その確認を受け、廃棄物の種類ごと、行き先（処分事業場）ごとに代表的な帳票（帳票が多量の場合）の写しを監督員に提出することとする。

### (3)建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票等の写しを監督員に隨時提出するとともに、その原本の照合による確認を検査時までに監督員に受けるものとする。（ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。）また、受入場所が承認処分の場合、必要な受入場所の関係法令、条例等の許可又は届出の写しを監督員に提出すること。

### 10 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について（建設リサイクル法対象工事の場合）

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定平成26年6月4日）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

## 1-22 完成検査

### 2 完成検査の要件

(2) 契約書第19条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

### 6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第34条第2項に規定する期間には含めないものとする。

## 1-23 施工管理

### 3 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した工事標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

（省略）

また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（最新改正：平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）によるものとする。

### 6 労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は

## [ 新 ]

による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は（省略）

## 1-26 工事関係者に対する措置請求

## 2 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 1-27 工事中の安全確保

## 1 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

## 2 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日改正 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

～以降、項目番号一つずつ繰下げ～

## 3 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。

## 4 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

～以降、項目番号一つずつ繰下げ～

## 12 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提出するものとする。

## 15 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

## [ 旧 ]

（省略）

## 1-25 工事関係者に対する措置請求

## 2 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 1-26 工事中の安全確保

## 1 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

（記載なし）

## 2 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす施工をしてはならない。

（記載なし）

## 10 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合には、直ちに提示するものとする。

## 13 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」（令和元年6月14日改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

## [ 新 ]

## 16 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

## 1-29 後片付け

(省略) また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

## 1-31 環境対策

## 3 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

## 4 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 29 年 5 月改正 律第 41 号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

(省略)

## 6 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

## 7 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号。「グリーン購入法」という。)第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

## 1-33 交通安全管理

## 1 一般事項

(省略)

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 31 条によって処置するものとする。ま

## [ 旧 ]

## 14 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年 6 月 14 日改正 法律第 37 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

## 1-28 後片付け

(省略) また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査修了後撤去するものとする。

## 1-30 環境対策

## 3 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料を監督員に提示しなければならない。

## 4 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月 31 日改正法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

(省略)

## 6 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

## 7 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。)第 2 条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

## 1-32 交通安全管理

## 1 一般事項

(省略)

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 31 条によって処置するものとする。また、

## [ 新 ]

た、交通の安全を確保する道路占用については、国土交通省近畿地方整備局の「土木請負工事必携」（令和2年4月）を参照するものとする。

### 4 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

### 9 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

（省略）

### 1-34 諸法令の遵守

#### 1 諸法令の遵守

（省略）

（65）警備業法

（66）改正警備業法

（67）ダイオキシン類対策特別措置法

（68）悪臭防止法

（69）再生資源の有効な利用の促進に関する法律

（70）製造物責任法

（71）エネルギーの使用の合理化等に関する法律

（72）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（73）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

### 1-38 電子納品

受注者は、電子納品に当たっては、「京都市上下水道局電子納品実施要領」及び「電子納品 CD-R 作成基準」に基づくものとする。

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

## [ 旧 ]

交通の安全を確保する道路占用については、国土交通省近畿地方整備局の「土木請負工事必携」（平成31年4月）を参照するものとする。

### 4 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、「区画線及び道路標示に関する命令」（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準」（平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。

### 9 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」（平成31年3月20日改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」（令和元年9月26日改正 政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」（令和元年6月14日改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

（省略）

### 1-33 諸法令の遵守

#### 1 諸法令の遵守

（省略）

（65）警備業法

（66）ダイオキシン類対策特別措置法

（67）悪臭防止法

（68）製造物責任法

（69）エネルギーの使用の合理化等に関する法律

（70）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（71）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（記載なし）

## [ 新 ]

～以降、項目番号一つずつ繰下げ～

## 1-39 不可抗力による損害

- (3) 河川沿いの施設にあっては、河川の**はん濫注意**水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
- (4) 地震、豪雪に起因する**もので**、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

## 3 その他

契約書第32条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第29条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものをいう。

## 1-40 特許権等

## 3 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

（省略）

## 1-41 保険の付保及び事故の補償

## 1 保険加入の義務

- (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を対象とする工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、（省略）

## 3 建設業退職金共済制度

(1) 受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨に基づき、建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書の原本（コピー不可）を工事契約締結後1ヶ月以内に監督員に提出（掛金収納書には「工事名・発注者名（局名・監督員名）・契約番号」を記載のうえ、「建設業退職金共済組合証紙購入報告書」に貼付。）すること。期限内に提出できない特別の事情がある場合は、その事由及び証紙購入予定時期を文書（掛金収納書提出遅延理由書）により申し出ること。

なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出すること。

(2) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請負契約を締結する場合には、下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。

なお、下請負業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行すること。

(3) 受注者は「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、現場事務所及び工事

## [ 旧 ]

## 1-37 不可抗力による損害

- (3) 河川沿いの施設にあっては、河川の**警戒**水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
- (4) 地震、**津波及び豪雪**に起因する**場合**周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

## 3 その他

契約書第32条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第29条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責による**とされる**ものをいう。

## 1-38 特許権等

## 3 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和2年6月5日改正法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

（省略）

## 1-39 保険の付保及び事故の補償

## 1 保険加入の義務

（記載なし）

受注者は、（省略）

## 3 建設業退職金共済制度

(1) 受注者は、建設業退職金制度の趣旨等に基づき建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書の原本（掛金収納書に工事名、発注者名（局名・監督員名）及び契約番号を記載）を「建設業退職金共済組合証紙購入報告書」に貼付けし、工事契約締結後1ヶ月以内に監督員に提出することとし、以下の取扱いを行う。期限内に提出できない特別の事情がある場合は、その事由及び証紙購入予定時期を文書（掛金収納書提出遅延理由書）により申し出ること。

なお、建設業退職金共済制度が対象となる労働者を雇用しない場合は「不提出理由書」を提出すること。

(2) 建設業退職金制度の対象となる労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、下請負契約を締結する場合には、下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。

なお、下請負業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行すること。

(3) 受注者は「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を現場事務所及び工事

## [ 新 ]

現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。

なお、現場事務所を設置しない場合は、工事標示板等の裏面に貼付けること。

参考 被共済者となった労働者に交付される「建設業退職金共済手帳」



参考 共済証紙の種類

色の種類	1日券	10日券	備考
赤色			従業員が300人以下又は 資本金が3億円以下の中小事業主に雇われる労働者 者のための証紙
青色			従業員が300人を超えるか つ、資本金が3億円をこえる大手事業主に雇われる労働者 者のための証紙

### 1-42 現場代理人及び主任技術者等

- 1 現場代理人(建設業法第19条の2第1項、契約書第12条第2項)
- (2) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。ただし、次のアからウまでの条件をすべて満たす場合においては、他の工事の現場代理人又は技術者との兼任ができるものとする。（ただし、他の工事において、常駐又は専任の義務が課されている場合を除く）
  - ア 税込請負金額が3,500万円未満の工事であること。
  - イ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること。（工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取り、かつ、工事担当課又は、監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。）

## [ 旧 ]

の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。現場事務所を設置しない場合は、工事標示板等の裏面に貼付けること。

参考 被共済者となった労働者に交付される「建設業退職金共済手帳」



参考 共済証紙の種類

色の種類	1日券	10日券	備考
赤色			従業員が300人以下又は 資本金が3億円以下の中小事業主に雇われる労働者 者のための証紙
青色			従業員が300人を超えるか つ、資本金が3億円をこえる大手事業主に雇われる労働者 者のための証紙

### 1-40 現場代理人及び主任技術者等

- 1 現場代理人(建設業法第19条の2第1項、契約書第12条第2項)
- (2) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。ただし、次の条件を満たす場合においては、他の工事との兼任を認めるものとする。
  - ア 他の工事との兼任を認めるための条件
    - 以下の(ア)から(イ)までをすべて満たす場合に、他の工事の現場代理人又は技術者との兼任ができるものとする。（ただし、他の工事において、常駐又は専任の義務が課されている場合を除く）
  - (ア) 税込請負金額が3,500万円未満の工事であること。
  - (イ) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保

## [ 新 ]

ウ 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

### 2 給水装置工事主任技術者（水道法第25条の4）

(1) 受注者は、1件の工事ごとに受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任し、配置しなければならない。

#### (3) (省略)

ウ 工事の使用材料が水道法第16条「給水装置の構造及び材質」に適合していることの確認

### 3 主任技術者(建設業法第26条)

下請負金額の総額が4,000万円以上になる場合には、必ず資格を有した専任の「監理技術者」を配置しなければならない。ただし、「監理技術者補佐」を専任で配置する場合、「監理技術者」は他の工事現場を兼任することができる。また、主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。

## 1-43 臨機の措置

### 1 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

## [ 旧 ]

されること。(工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取り、かつ、工事担当課又は、監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。)

(ウ) 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

### 2 給水装置工事主任技術者（水道法第25条の4）

(1) 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任し、配置しなければならない。

#### (3) (省略)

ウ 工事の使用材料が水道法第16条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることの確認

### 3 主任技術者(建設業法第26条)

下請負金額の総額が4,000万円以上になる場合には、必ず資格を有した専任の「監理技術者」を配置しなければならない。また、主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。

## 1-41 臨機の措置

### 1 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に通知しなければならない。

## [ 新 ]

## 第2章 施工

## 2-1 着工

## 1 工事通知書

工事施工に際し、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話等)の担当部署に対して工事通知書を提出すること。

## 2-2 調査

## 1 机上調査

(4) 受注者は、工事の着手に先立ち、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話等)と綿密な連絡をとり、工事前及び工事の各段階において施工方法、埋設物の防護方法等について協議し、施工しなければならない。

## 2 試掘調査

**受注者は**、工事の施工に先立って、次の要領で試掘及びマーキングを行い、既設の地下埋設物等の位置を確認しておくこと。

(2) 試掘に当たっては、監督員に連絡し、関係企業立会いのうえ、原則として人力掘削で行うものとする。

## (6) (省略)

なお、埋戻しについては、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラン及び再生粒度調整碎石）とすること。**ただし、埋設管周囲については、山砂等で保護すること。**

## 2-4 土留め

1 挖削深さ 1.5m を越える場合及び軟弱地盤・湧水地帯など、地山が安定しない場所においては、土留工を施すものとし、工法及びその使用材料は、監督員の確認を受けて施工すること。

## [ 旧 ]

## 第2章 施工

## 2-1 着工

## 1 工事通知書

工事施工に際し、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話)の担当部署に対して工事通知書を提出すること。

## 2-2 調査

## 1 机上調査

(4) 受注者は、工事の着手に先立ち、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話)と綿密な連絡をとり、工事前及び工事の各段階において施工方法、埋設物の防護方法等について協議し、施工しなければならない。

## 2 試掘調査

工事の施工に先立って、次の要領で試掘及びマーキングを行い、既設の地下埋設物等の位置を確認しておくこと。

(2) 試掘に当たっては、監督員に連絡し、関係企業立会いのうえ、必ず人力掘削で行うものとする。

## (6) (省略)

なお、埋戻しについては、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラン、再生粒度調整碎石及び山砂）とすること。

## 2-4 土留め

1 挖削深さ 1.5 メートルを越える場合及び軟弱地盤・湧水地帯など、地山が安定しない場所においては、土留工を施すものとし、工法及びその使用材料は、監督員の確認を受けて施工すること。

## [ 新 ]

## 2-5 分岐せん孔

ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の場合

	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
分岐口径 75 mm以上	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(小口径管)」を修了した者 ※旧名称「配水管工技能講習会(講習会I)」 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不斷水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認（先頭番号は左欄の先頭番号に対応）

水道配水用ポリエチレン管の場合

	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
分岐口径 75 mm	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(小口径管)」を修了した者 ※旧名称「配水管工技能講習会(講習会I)」 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不斷水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認（先頭番号は左欄の先頭番号に対応）

## [ 旧 ]

## 2-5 分岐せん孔

ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の場合

	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
分岐口径 75 mm以上	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(講習会I)」を修了した者 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不斷水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会 I 修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認（先頭番号は左欄の先頭番号に対応）

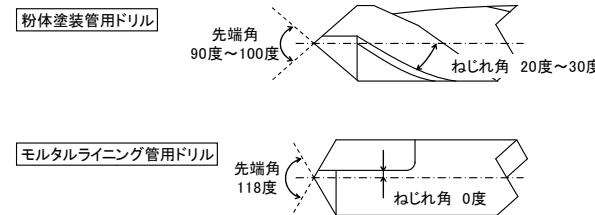
水道配水用ポリエチレン管の場合

	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
分岐口径 75 mm	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(講習会I)」を修了した者 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不斷水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会 I 修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認（先頭番号は左欄の先頭番号に対応）

## [ 新 ]

### 2 分岐せん孔の注意事項

- (1) 補助配水管及び給水管の分岐せん孔は、必ず呼び径 300mm 以下の配水管であることを確認して行うこと。
- (2) 補助配水管及び給水管の分岐せん孔は、配水管の直管部からとし、異形管及び継手から分岐してはならない。
- (3) 分岐材料は、配水管の管種、口径及び分岐口径に応じた適切なものを使用すること。
- (4) 配水管への取付け部に傷がないかを確認すること。また、泥や錆等が付着している場合は、管全周にわたってウエス等で除去し、配水管の管肌を十分に清掃すること。特に、分岐材料のガスケット又はゴムパッキンの当たり面は、凸凹のないように仕上げること。
- (5) ガスケット又はゴムパッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト・ナットを締め付けた状態で分岐材料を配水管に沿って移動させないこと。
- (6) せん孔機及びドリル、カッターは、分岐口径、配水管の管種、配水管の内面塗装及びライニングの有無に応じた適切なものを使用すること。
- (7) 粉体塗装管をせん孔する場合、必ず粉体塗装管用のドリルを使用すること。粉体塗装管用のドリルは、下図のように先端角が 90 度～100 度の鋭角な刃先をしている。(粉体塗装管に従来のモルタルライニング管用のドリルを使用すると、貫通不良やせん孔部周辺の塗膜が欠け落ちるなどの問題がある。)



なお、平成 21 年度から局が新たに布設する配水管は、原則として粉体塗装管が採用されており、以下のようなポリエチレンスリーブが施されているので、表示を必ず確認すること。



粉体塗装管のポリエチレンスリーブ

- (8) せん孔時に管外へ排出する切削、切断片等は、直接下水溝等へ排出せずに、適切に処理すること。

### 3 サドル付分水栓による分岐

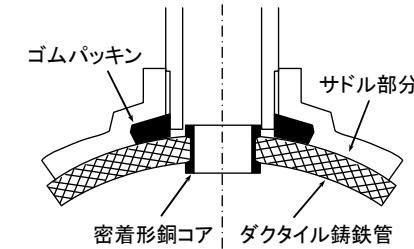
- (1) サドル付分水栓の配水管への取付け位置は、他の分岐位置から 30cm 以上離すこと。また、維持管理等を考慮して、配水管の継手端面から 30cm 以上離すこと。
- (2) サドル付分水栓は、原則として配水管に対して垂直に取り付けること。
- (3) ボルト・ナットの締付けに当たっては、片締めにならないように、下記の標準締付けトルクまで均等に締付けること。

なお、DIP 用サドル付分水栓のボルト・ナット M16 は配水管呼び径 75mm～150mm、M20 は呼び径 200mm

## [ 旧 ]

### 2 せん孔の注意事項

- (1) 補助配水管及び給水管の分岐せん孔は、必ず呼び径 300 ミリメートル以下の配水管であることを確認して行うこと。
- (2) 配水管からの分岐位置は、他の給水管の分岐箇所から 30 センチメートル以上、また、不断水連絡管使用の場合は 1.5 メートル以上離すこと。
- (3) 異形管等直管以外の管から分岐してはならない。
- (4) 分岐器具は、配水管の管種、口径及び給水管の分岐口径に適合したものを使用すること。
- (5) 分水器具の分岐箇所の管表面についている泥や異物をウエス等で十分清掃すること。特に、サドルのパッキンが当たる管表面は、凸凹のないように仕上げること。
- (6) 分水器具の据え付けの際、パッキンの離脱を防止するためサドルを配水管に沿って移動させないこと。
- (7) サドル部分の締付けボルト・ナットは、全体に均一になるように締付ける。
- (8) 分岐口径及び分水器具の規格に応じたカッター又はドリルをせん孔機のスピンドルに取付けること。
- (9) せん孔機メーカーの取扱い説明書の内容を十分理解し、その手順に従うこと。
  - ア せん孔カッター又はドリルについては 20 回程度使用したら研磨、取替え等の処置をとること。
  - イ せん孔機の芯ぶれが大きくなる前に、定期的に穿孔機メーカーの点検を受け、調整、修理、取替え等の措置を取ること。
  - ウ サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付けること。
  - エ せん孔する前に、挿入工具のガイド部分をサドル分水栓に通し、弁体部分を工具が通過することを確認すること。
  - オ せん孔時の動力にエンジンを使用する場合には、シャフトによる振動が大きいことから、芯ぶれさせないように注意すること。
- (10) せん孔した部分に分水栓コアを挿入すること。



### 3 粉体塗装管からの分岐せん孔

- (1) 粉体塗装管とは  
粉体塗装管とは、正式には「内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鉄管」といい、ダクタイル鉄管の内面をエポキシ樹脂粉体によりライニングした管のことである。  
粉体塗装管は、従来のモルタルライニング管と比較して、水道水の pH 上昇が抑制される、残留塩素対策が期待できる、ライニング厚が薄いことから通水断面積の増大と管重量の減小が図れる、耐久性及びライニングの密着性

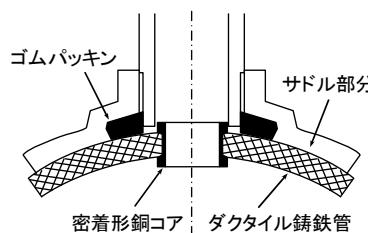
## [ 新 ]

～300mm である。

### サドル付分水栓の標準締付けトルク

	M16	M20
DIP 用サドル付分水栓	60 N・m	75 N・m
VP 用、HPE 用サドル付分水栓	40 N・m	-

- (4) 分岐口径及びサドル付分水栓の規格に応じたカッター又はドリルをせん孔機のスピンドルに取付けること。
- (5) せん孔機メーカーの取扱い説明書の内容を十分理解し、その手順に従うこと。
  - ア せん孔カッター又はドリルについては 20 回程度使用したら研磨、取替え等の処置をとること。
  - イ せん孔機の芯ぶれが大きくなる前に、定期的にせん孔機メーカーの点検を受け、調整、修理、取替え等の措置を取ること。
  - ウ サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付けること。
  - エ せん孔する前に、挿入工具のガイド部分をサドル分水栓に通し、弁体部分を工具が通過することを確認すること。
  - オ せん孔時の動力にエンジンを使用する場合には、シャフトによる振動が大きいことから、芯ぶれさせないように注意すること。
- (6) ダクタイル鋳鉄管又は鋼管のせん孔箇所には、密着形銅コア又は密着形ステンレスコア (JWWA B 117) を挿入すること。



## 4 不断水連絡管による分岐

- (1) 受注者は、工事に先立ち、せん孔工事の実施時期について、監督員と十分な打合せを行い、工事に支障のないように留意すること。
- (2) 不断水連絡管の配水管への取付け位置は、他の分岐位置から 1.5m 以上離すこと。また、維持管理等を考慮して、配水管の継手端面から 1.5m 以上離すこと。
- (3) 不断水連絡管は、原則として配水管に対して水平に取り付けること。

## [ 旧 ]

が向上する等の効果があるなどのメリットがある。

平成 21 年度から局が新たに布設する配水管は、原則として粉体塗装管が採用されている。

### (2) 粉体塗装管の確認

配水管として粉体塗装管が布設されている場合、以下のようなポリエチレンスリーブが施されているので、表示を必ず確認すること。

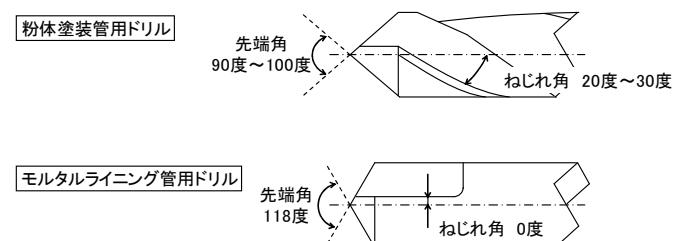


### 粉体塗装管のポリエチレンスリーブ

#### (3) 粉体塗装管の分岐せん孔

粉体塗装管に分岐せん孔する場合、粉体塗装管用のドリルを使用しなければならない。粉体塗装管用のドリルは、下図のように先端角が 90 度～100 度の鋭角な刃先をしている。

粉体塗装管に従来のモルタルライニング管用のドリルを使用すると、貫通不良やせん孔部周辺の塗膜が欠け落ちるなどの問題があるため、使用するドリルは必ず粉体塗装管用のものを使用すること。



#### (4) 粉体塗装管からの分岐材料

粉体塗装管から補助配水管及び給水管の分岐に使用する材料は、汎用品の分水栓を使用する。従来の京都市形の分水栓では、京都市形のドリル径と粉体塗装管用のドリル径が異なるため、粉体塗装管に京都市形の分水栓を設置することができない。また、粉体塗装管のせん孔部には密着形銅コア又は密着形ステンレスコアを使用する。

## 4 不断水連絡工(不断水連絡管を用いた分岐)

- (1) 工事に先立ち、せん孔工事の実施時期について、監督員と十分な打合せを行い、工事に支障のないように留意すること。
- (2) 不断水連絡管は、日本水道協会検査合格品であること。
- (3) 不断水連絡管は、外観上、巣、欠損、亀裂、コブ、鋸ばり等の有害な欠点がないこと。
- (4) 不断水連絡管の取付けは、原則として水平とすること。

## [ 新 ]

- (4) ゴムパッキンの当たり面に滑剤を塗布すること。
- (5) ボルト・ナットの締付けに当たっては、片締めにならないように、メーカーが規定する締付けトルクで均等に締付けること。
- (6) 不断水連絡管及び断水器の取付け後、配水管の管種、口径にかかわらず試験水圧 1.25MPa の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してからせん孔を行うこと。
- (7) せん孔機の取付けに当たっては、支持台を適切に設置し、不断水連絡管に余分な荷重を与えないようにすること。

## [ 旧 ]

- (5) 不断水連絡管の取付けは、既設分水孔及び配水管の継手から少なくとも 1.5 メートル以上離して取り付けること。
- (6) 不断水連絡管の塗装の仕上り面は、泡、膨れ、剥がれ、塗溜り、塗残し、付着汚物、その他有害な欠点がないこと。
- (7) 不断水連絡管バルブ付にあっては、弁は完全に仕切弁の働きをなし、法兰ジ(形式 1)付のものにあっては、JIS の仕切弁法兰ジに合致するものであること。
- (8) 穿孔機の取付けに当たっては、支持台を適切に設置し、不断水連絡管に余分な応力を与えないようにすること。
- (9) ゴムパッキンの当たり面はキズ、凸凹等の欠点がないもので、パッキンは接着剤により当たり面に接着させるものとする。
- (10) 配水管に付着している砂、泥、サビ等の汚物を清掃するとともに、石けん水を塗り、ゴムパッキンの当たりをよくすること。
- (11) ボルト・ナットの締付けに当たっては、必ずトルクレンチを使用し片締めとなっていないかをチェックすること。
- (12) せん孔時間は、管種、口径にかかわらず 10 分以上とする。
- (13) せん孔後は、切り屑、切断片等を管外に排出したうえで管を接続すること。
- (14) 工事に使用する不断水連絡管は、発注者が承諾したメーカーによるものを使用すること。
- (15) 不断水連絡管を取付けた後、せん孔するせん孔機は、使用材料に適合する専用のものを使用すること。
- (16) 受注者は、インチ管、ミリ管の判別が明確でない場合は、両方の不断水連絡管を準備すること。
- (17) 受注者は、発注者指定日時に内部施工業者と十分連絡調整のうえ着工すること。
- (18) 水圧試験  
不断水連絡管及び断水器の施工時水圧試験は、監督員の指示に従って行うものとしその試験水圧は下表によるものとする。

施工時試験水圧(鉄管、配水用ポリエチレン管とも)

	水圧
不断水連絡管	1.25 MPa

## 2 配管材料

受注者は、工事施工の際、設計図書等で明記する材料を必ず使用すること。ただし、指示された材料を変更する場合、事前に発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 給水装置の特定区間(配水管への取付口から水道メーターまでの部分)に使用する材料は、京都市水道事業条例第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、京都市公営企業管理者上下水道局長が指定し、承諾したものを使用すること。
- (2) 補助配水管工事に使用する材料は、厚生省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合したものを使用すること。また、給水装置工事に使用する材料は、水道法第 16 条「給水装置の構造及び材質」に適合したものを使用すること。個々の材料については、検査済証や日本産業規格「JIS」、日本水道協会規格「JWWA」、日本ダクタイル鉄管協会規格「JDPA」、配水用ポリエチレンパイプシステム協会「POLITEC」表示マーク等により、品質を確認したうえで使用すること。また、これらの規格が改正された場合は、その最新版とする。

## 2 配管材料

受注者は、工事施工の際、設計図書等で明記する材料を必ず使用すること。ただし、指示された材料を変更する場合は、発注者の承諾を受けること。

- (1) 給水装置の特定区間(配水管の分岐部から水道メーターまでの部分)に使用する材料は、京都市水道事業条例第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)が承諾したものを使用する。
- (2) 補助配水管工事及び給水装置工事に使用する材料は、水道法第 16 条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合した材料を使用すること。検査済証や日本工業規格「JIS」、日本水道協会規格「JWWA」、日本ダクタイル鉄管協会規格「JDPA」、配水用ポリエチレンパイプシステム協会「POLITEC」表示マーク等により、個々の材料の品質を確認したうえで使用すること。また、これらの規格が改正された場合は、その最新版とする。

[ 新 ]

設計図書等における配管材料の略号、名称及び規格

略号	名称	規格
HPE	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144
D1K	ダクタイル鉄管 K形 1種	JIS G 5526
PS	ポリエチレンスリーブ被覆	JWWA K 158
CIP	鉄管	JIS G 5501
SGP-PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132
VLP	塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116
PLP-PA、PB、PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JIS G 3469
GP	鋼管	JIS G 3442
HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742
VP	塩化ビニル管	JIS K 6742
PE2(1)	水道用ポリエチレン二層管 1種	JIS K 6762
AP	石綿管	旧 JIS A 5301
SP	セルロイド管	旧 JIS K 6700
ALP	鉛管	旧 JIS H 4312

補助配水管及び給水管の採用管種

口径	補助配水管	給水管
20 mm		水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
25 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
40 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
50 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
75 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	ダクタイル鉄管 K形 1種 D1K

3 管の布設

- (3) 管が水路等を横断する場合は、**水路管理者**等と事前に十分協議し、**水路管理者等**の許可条件に従うこと。
- (5) L型側溝下の給水管布設工法については、下記優先順位により判断すること。  
③現場状況により、上記の両施工が不可能な場合は、道路管理者等と事前に十分協議し、**道路管理者等**の許可条件に従うこと。

4 水道配水用ポリエチレン管

- (1) 配管
  - ア 水道配水用ポリエチレン管の曲げ配管は、原則としてベンドを使用すること。
  - イ 水道配水用ポリエチレン管の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144

呼び径	50 mm	75 mm
最小曲げ半径	5.0 m	7.0 m

[ 旧 ]

設計図書等における配管材料の略号、名称及び規格

略号	名称	規格
HPE	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144
D1K	ダクタイル鉄管 K形 1種	JIS G 5526
PS	ポリエチレンスリーブ被覆	JWWA K 158
CIP	鉄管	JIS G 5501
SGP-PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132
VLP	塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116
PLP-PA、PB、PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JIS G 3469
GP	鋼管	JIS G 3442
HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742
VP	塩化ビニル管	JIS K 6742
PE2(1)	水道用ポリエチレン二層管 1種	JIS K 6762
AP	石綿管	旧 JIS A 5301
SP	セルロイド管	旧 JIS K 6700
ALP	鉛管	旧 JIS H 4312

補助配水管及び給水管の採用管種

口径	補助配水管	給水管
20 mm		ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
25 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
40 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
50 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
75 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	ダクタイル鉄管 K形 1種 D1K

3 管の布設

- (3) 管が水路等を横断する場合は、**河川管理者**等と事前に十分協議し、管理者の許可条件に従うこと。
- (5) L型側溝下の給水管布設工法については、下記優先順位により判断すること。  
③現場状況により、上記の両施工が不可能な場合は、道路管理者等と事前に十分協議し、管理者の許可条件に従うこと。

4 水道配水用ポリエチレン管

- (1) 水道配水用ポリエチレン管に使用する鉄製サドル付分水栓は、**配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC)**規格の「PTC B 20」を使用すること。
- (2) 配管
  - ア 水道配水用ポリエチレン管の曲げ配管は、原則としてベンドを使用すること。
  - イ 水道配水用ポリエチレン管の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144

[ 新 ]

- ウ 水道配水用ポリエチレン管は、加熱加工をしてはならない。
- エ 水道配水用ポリエチレン管は、掘削床面から砂を10cm 敷き詰め、十分突き固めて均した上に配管すること。
- オ 水道配水用ポリエチレン管の配管で、鋳鉄製部材(仕切弁・消火栓)など重量物を設置する部分には、下部にU形用側構蓋 1種 360 (460mm×65mm×600mm) を敷き、配管が不等沈下しないようにその重量を支持させること。
- カ 水道配水用ポリエチレン管の管路には、全てポリエチレン管用浸透防止スリーブを施すこと。
- キ 工事を一時中断する場合は、管内に水や土砂が混入しないよう、管端に仮キャップ等を施すこと。
- ク EF接合時には、「EF接合チェックシート」にてデータを整理し、その結果を発注者に提出すること。
- (2) 管の切断
  - ア 管の切断は、水道配水用ポリエチレン直管又はEF受口付直管のみとし、継手を切断してはならない。
  - イ 直管部の切り管長さは、維持管理等を考慮して、40cm以上とすること。
  - ウ 所定のパイプカッターを用いて管を切断すること。高速砥石タイプの切断工具は、熱で管切断面が変形する恐れがあるため使用してはならない。
  - エ 管軸に対し管端が直角になるように切断すること。  
なお、切断面の食い違いが5mmを超えている場合は、切断面が直角になるように切断すること。
- (3) EF接合
  - 水道配水用ポリエチレン管の接合は、原則としてEF(エレクトロフュージョン)接合で行うこと。
  - ア 管の清掃
    - (ア) 管に傷がないかを点検すること。
    - (イ) 管厚の10%を超える傷 (EF接合部は0.2mmを超える傷) がある場合は、その箇所を切断して除去すること。
    - (ウ) 管に付着している土や汚れをペーパータオル又は清潔なウエスで清掃すること。
  - イ 融着面の切削
    - (ア) 管挿口から管融着に必要な長さまで油性ペンなどで周囲にわたってマーキングをして、専用のスクレーバでマーキングが完全に消えるまで表面を削ること。
    - (イ) 同一箇所への切削は、原則1回とすること。
    - (ウ) 削り残しが生じた場合は、かんな式スクレーバでマーキングが完全に消えるまで表面を削ること。
  - ウ 融着面の清掃
    - (ア) 融着面の清掃は、原則きれいな素手で行うこと。軍手等手袋は、手袋に付着した汚れが染み出したり、手袋自体の可溶成分が溶け出して融着不良の恐れがあるため、使用してはならない。
    - (イ) 融着面の受口内面及び挿口外表面を、エタノール又はアセトンを浸み込ませたペーパータオルで清掃すること。また、エタノールを使用する場合は、乾燥性を考慮して純度95%以上のものを使用すること。
    - (ウ) 清掃は、きれいな素手で行い、軍手等手袋は、手袋に付着した汚れが染み出したり、手袋自体の可溶成分が溶け出して融着不良の恐れがあるため、使用してはならない。
  - エ 融着
    - (ア) 原則として雨天時は、融着作業を行ってはならない。
    - (イ) 地下水の湧出が多いところでは、排水を十分に行い作業環境を確保すること。
    - (ウ) 融着不良の場合は、継手部を切り取って最初からやり直すこと。
  - オ 融着部の冷却
    - (ア) 融着終了後、既定の時間、放置・冷却を行うこと。
    - (イ) 自然放置・冷却中は、水をかけたりして冷却してはならない。
  - カ メカニカル継手
    - 水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手の施工方法の詳細については、各メーカーの取扱説明書によるこ  
と。また、全ての継手ボルトには腐食抑制ナットを取付けること。
  - キ EF接合時には、「EF接合チェックシート」にてデータを整理し、その結果を発注者に提出すること。

[ 旧 ]

呼び径	50 mm	75 mm
最小曲げ半径	5.0 m	7.0 m

- ウ 水道配水用ポリエチレン管はバーナー、トーチランプ等であぶって曲げ加工してはならない。
- エ 管の布設は掘削床面から砂を10cm 敷き詰め、十分突き固めて均した上に配管すること。
- オ 水道配水用ポリエチレン管布設で、鋳鉄製部材(仕切弁・消火栓)など重量物を設置する部分については、下部にU形用側構蓋 1種 360 (460mm×65mm×600mm) を敷き、配管が不等沈下しないようにその重量を支持させること。
- (3) 管の切断
  - 管の切断は、所定のパイプカッターで切断すること。高速砥石タイプの切断工具は熱で管切断面が変形する恐れがあるため使用してはならない。
- (4) 管の接合
  - 水道配水用ポリエチレン管の接合は、原則としてEF(エレクトロフュージョン)接合で行うこと。ただし、現場状況によりEF接合が不可能な場合は、監督員の承諾を得てメカニカル継手を使用することができるものとする。
  - ア 管融着面の切削
    - (ア) 管に傷がないか点検すること。
    - (イ) 管に付着している土や汚れをペーパータオル又は清潔なウエスで清掃すること。
    - (ウ) 管挿口から管融着に必要な長さまで油性ペンなどで周囲にわたって「マーキング」をして、専用のスクレーバで「マーキング」が完全に消えるまで表面を削ること。
  - イ 融着面の清掃
    - (ア) 融着面の受口内面及び挿口外表面を、エタノール又はアセトンを浸み込ませたペーパータオルで清掃すること。また、エタノールを使用する場合は、乾燥性を考慮して純度95%以上のものを使用すること。
    - (イ) 清掃は、きれいな素手で行い、軍手等手袋は、手袋に付着した汚れが染み出したり、手袋自体の可溶成分が溶け出して融着不良の恐れがあるため、使用してはならない。
  - ウ 融着のための固定
    - 融着時は、管の接続部が管軸に対して斜めにならないよう、クランプを装着して固定すること。
  - エ 融着
    - (ア) 原則として雨天時は、融着作業を行ってはならない。
    - (イ) 地下水の湧出が多いところでは、排水を十分に行い作業環境を確保すること。
    - (ウ) 融着不良の場合は、継手部を切り取って最初からやり直すこと。
  - オ 融着部の冷却
    - (ア) 融着終了後、既定の時間、放置・冷却を行うこと。
    - (イ) 自然放置・冷却中は、水をかけたりして冷却してはならない。
  - カ メカニカル継手
    - 水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手の施工方法の詳細については、各メーカーの取扱説明書によるこ  
と。また、全ての継手ボルトには腐食抑制ナットを取付けること。
  - キ EF接合時には、「EF接合チェックシート」にてデータを整理し、その結果を発注者に提出すること。

適正なEF接合のためのポイント

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| ①管の切断 | ・管軸に対し管端が直角になるように切断する。 |
|-------|------------------------|

## [ 新 ]

- 一やウエスの使用は厳禁)
- (オ) 緊手等は融着面に泥等が付着しないように使用直前に梱包袋から取り出すこと。
- エ 融着のための固定
- (ア) 管と締手の挿入の際には、叩き込み挿入や斜め挿入をしないこと。
- (イ) 融着時は、管の接続部が管軸に対して斜めにならないよう、クランプを装着して固定すること。
- (ウ) クランプの装着後、双方の管が一直線になっているか確認すること。
- オ 融着
- (ア) 電源（発電機等）は、必要な電圧と容量を確保しているか確認し、コントローラー専用とする。
- (イ) 出力ケーブルを締手端子にしっかりと接続し、必ず締手に添付されているバーコードを読み込ませること。
- (ウ) 融着作業は、原則として雨天時に行ってはならない。
- (エ) 地下水の湧出が多いところでは、排水を十分に行い作業環境を確保すること。
- (オ) 融着中は接合部に外力を加えてはならない。
- (ア) 締手インジケータの隆起と、コントローラーの正常終了表示を確認すること。
- (イ) 通電中の中断やインジケーターが出ない等の融着不良を発生した場合は、使用していた締手部を切断除去し、新しい締手で融着をやり直すこと。
- カ 融着部の冷却
- (ア) 冷却中はクランプで固定したままにし、接合部に外力を加えてはならない。
- (イ) 冷却は自然冷却とし、融着部に水をかける等の冷却をしてはならない。
- (ウ) 融着終了後の冷却時間は下表のとおりとする。

呼び径	50mm	75mm
冷却時間	5分以上	10分以上

(エ) 通電終了時に冷却時間を加算したクランプ取り外し可能時刻を締手に記入すること。

## キ 通水

管路内への通水は、最後のEF接合が終了してから、30分以上経過した後に行なわなければならない。

## (4) メカニカル接合

ア 現場状況によりEF接合による施工が不適当な場合は、監督員の承諾を得て、水道配水用ポリエチレン管メカニカル締手を使用するものとする。

イ 施工方法の詳細については、各メーカーの取扱説明書によること。

ウ 水道配水用ポリエチレン管側の接合部には、インナーコアを挿入すること。

エ メカニカル締手のボルトには、腐食抑制ナットを取付けること。

## (5) 保管方法

ア 管の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままですること。現場で屋外保管をする場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しに配慮すること。

イ 管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、平らになるようにして横積みすること。井げた積みは絶対に行ってはならない。

## [ 旧 ]

	(管径に関係なく5mm以内)
②管の清掃	・有害な傷がある場合は、その箇所を切断して除去する。 (管厚の10%を超える傷、EF接合部は0.2mmを超える傷)
③融着面の切削	・切削不十分な場合は融着不良になるため、管端から標線までを完全に切削する。 ・削り残しは、かんな式スクレーパで完全に切削する。
④融着面の清掃	・きれいな素手（軍手等手袋の使用厳禁）で清掃し、清掃後はそのままに触れない。触れてしまった場合は再度清掃する。 ・融着面の異物、油脂等の汚れを完全に除去する。 ・ソケット等は使用直前に梱包袋から取り出す。 ・ペーパータオルはアセトン等に溶解せず繊維の抜け落ちないものを使用する。（ティッシュペーパーやウエスの使用厳禁）
⑤マーキング	・清掃面に触れないようする。
⑥管と締手の挿入・固定	・叩き込み挿入や斜め挿入をしない。 ・双方の管が一直線になっているか確認する。
⑦融着準備	・電源（発電機等）は、必要な電圧と容量を確保しているか確認し、コントローラー専用とする。 ・出力ケーブルを締手端子にしっかりと接続し、締手に添付されているバーコードを必ず読み込ませる。
⑧融着	・融着中は接合部に外力を加えない。 ・ケーブルの脱落や電圧降下で融着中にエラーが発生した場合は、新しいソケット等で最初からやり直す。
⑨検査	・締手のインジケータの隆起と、コントローラーの正常終了表示を確認する。
⑩冷却	・冷却時間について、Φ75mmは10分以上、Φ50mmは5分以上とする。 ・冷却中はクランプで固定したままにし、接合部に外力を加えない。 ・通電終了時に冷却時間を加算したクランプ取り外し可能時刻を締手に記入する。

## (5) 分岐せん孔

ア せん孔に使用する工具は、配水用ポリエチレン管専用のせん孔機を使用すること。

イ 分水器具の分岐箇所の管表面についている泥や異物をウエス等で十分清掃すること。特に、サドルのパッキンが当たる管表面は凸凹のないように仕上げること。

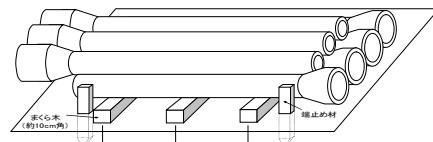
## (6) 通水

管路内への通水は、最後のEF接合が終了してから、30分以上経過しなければ行ってはいけない。

## (7) 浸透防止スリーブ

水道配水用ポリエチレン管の管路には、全てポリエチレン管用浸透防止スリーブを施すこと。

## [ 新 ]



呼び径	段数
50 mm / 75 mm	7段以下

- ウ 管の小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。  
 エ 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。  
 オ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

### (6) その他

不明な点が生じた場合は、監督員と協議を行うこと。

## 5 水道用ポリエチレン二層管 1種

### (1) 配管

- ア 水道用ポリエチレン二層管 1種の曲げ配管は、原則としてエルボを使用すること。  
 イ 水道用ポリエチレン二層管 1種の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道用ポリエチレン二層管 1種 (JIS K 6762)

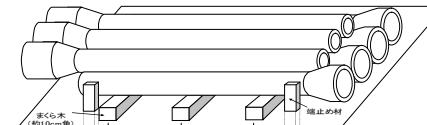
呼び径	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
最小曲げ半径	0.70 m	0.85 m	1.20 m	1.50 m

- ウ 水道用ポリエチレン二層管 1種は、加熱加工をしてはならない。  
 エ 水道用ポリエチレン二層管 1種には、全てポリエチレン管用浸透防止スリーブを施すこと。  
 オ 水道用ポリエチレン二層管 1種を配管する場合は、延長の 20%を目途に蛇行配管すること。  
 (2) 管の切断  
 ア 管の切断は、所定のパイプカッターで切断すること。高速砥石タイプの切断工具は熱で管切断面が変形する恐れがあるため使用してはならない。  
 イ 管軸に対し管端が直角になるように切断すること。  
 なお、切断面の食い違いが 5mm を超えている場合は、切断面が直角になるように切断し、また、有害な傷がある場合は、その箇所を切断して除去すること。

## [ 旧 ]

### (8) 保管方法

- ア 管の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時のままとすること。現場で屋外保管する場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、蒸気がこもらないように風通しに配慮すること。  
 イ 水道配水用ポリエチレン管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約 1m 間隔で敷き、平らになるようにして横積みすること。井げた積みは絶対に行ってはならない。



呼び径	段数
50 mm / 75 mm	7段以下

- ウ 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。  
 エ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

### (9) その他

不明な点が生じた場合は、監督員と協議を行うこと。

## 5 水道用ポリエチレン二層管 1種

### (1) サドル付分水栓

- ポリエチレン二層管で配管する場合は、サドル付分水栓 (JWWA B117 及び JWWA B117 準拠品) を使用すること。  
 なお、DIP 用サドル付分水栓のせん孔部には密着形銅コア又は密着形ステンレスコアを使用すること。

### (2) 配管

- ア 水道用ポリエチレン二層管 1種の曲げ配管は、原則としてエルボを使用する。  
 イ 水道用ポリエチレン二層管 1種の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道用ポリエチレン二層管 1種 (JIS K 6762)

呼び径	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
最小曲げ半径	0.55 m	0.70 m	1.00 m	1.20 m

- ウ 水道用ポリエチレン二層管 1種は、バーナー、トーチランプなどであぶって曲げ加工してはいけない。  
 エ 水道用ポリエチレン二層管 1種には全て浸透防止スリーブを被覆を行うこと。  
 オ 水道用ポリエチレン二層管 1種を配管する場合は、延長の 20%を目途に蛇行配管すること。

### (3) 管の切断

- ア 管の切断は、所定のパイプカッターで切断すること。高速砥石タイプの切断工具は熱で管切断面が変形する

## [ 新 ]

ウ 切断時にバリが発生した場合は、バリを取り除き、平になるように仕上げること。

### (3) 管の接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、原則として水道用ポリエチレン二層管 1 種用の金属継手を使用することとし、以下のこと注意すること。

ア 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選び、傷のあるときは傷の無い箇所を選んで再切断し、接合すること。

イ 接合部の表面に泥等が付着している場合は、必ず水洗い又はウエスで取り除くこと。

ウ 袋ナット、リングの順で管へ通すこと。リングは割りがある方を袋ナット側に向けて通すこと。

エ 一度使用した金属継手のインコア・リングは、再使用しないこと。

オ インコアは 1 種管・2 種管用があるが、必ず 1 種管用を使用すること。

カ インコアは根元まで十分に打ち込むこと。冬季において金属継手のインコアが打ち込みにくい場合は、面取器で内面のバリ取りを行い、施工すること。

キ クランプ治具等を用いて圧縮するスクイズオフ工法で止水した場合、圧縮部を専用の補修バンドにて保護すること。

ク 金属継手のナットの締付けに当たっては、下記の標準締付けトルクまで締付けること。

ナットの標準締付けトルク

呼び径	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
標準締付けトルク	60.0 N・m	80.0 N・m	130.0 N・m	150.0 N・m

### (4) 保管方法

ア 管の保管は、平面に横積みとし、積み高さは 1.5m 以下とすること。管に局部荷重のかかるような置き方はしてはならない。

イ 管は直射日光を避けて保管すること。また、水道用ポリエチレン二層管 1 種の管端部は、材質劣化を防ぐため必ずキャップを取り付けること。キャップがない場合、使用前に管端部を 10cm 以上切断すること。

ウ 管の小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。

エ 継手の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとすること。現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。また、開封後は混在しないよう注意すること。

オ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

## 8 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

(1) 管端を直角に仕上げ、耐衝撃性硬質塩化ビニル管用の面取器を用いて内外面をバリ取り程度に糸面取りすること。

## [ 旧 ]

恐れがあるため使用してはならない。

イ 管軸に対し管端が直角になるように切断すること。

なお、切断面の食い違いが 5 mm を超えている場合は、切断面が直角になるように切断し、また、有害な傷がある場合は、その箇所を切断して除去すること。

### (4) 管の接合

口径 50mm 以下の給水管の接合には、原則として水道用ポリエチレン二層管 1 種の金属継手を用いることとし、以下のこと注意すること。

ア 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選び、傷のあるときは傷の無い箇所を選んで再切断し、接合すること。

イ 管切断は管軸に対して直角に行い、接合すること。

ウ 接合部の表面に泥等が付着している場合は、必ず水洗い又はウエスで取り除くこと。

エ 一度使用した金属継手のインコア・リングは再使用してはならない。

オ インコアは 1 種管・2 種管用があるが、必ず 1 種管用を使用すること。

カ 継手施工時には、必ず金属継手に付属のガイドプレートを取り外すこと。

キ 冬季において金属継手のインコアが打ち込みにくい場合は、面取器で内面のバリ取りを行い、施工すること。

ク 水道用ポリエチレン二層管 1 種にクランプ治具等を用いて圧縮して止水するスクイズオフ工法は、圧縮部を専用の補修バンドにて保護すること。

### (5) 保管方法

ア 管の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時のままとすること。現場で屋外保管する場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、蒸気がこもらないように風通しに配慮すること。

水道用ポリエチレン二層管 1 種においては、必ず管端キャップをすること。管端キャップが外れていた場合、管端が直射日光に当たることにより材質が劣化しているおそれがあるため、使用前に管端部を 10cm 以上切断すること。

水道用ポリエチレン二層管 1 種においては、平面に横積みとし、積み高さは 1.5m 以下とすること。

イ 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。

水道用ポリエチレン二層管金属継手は、必ずそれぞれの種別ごとに保管すること。また、開封後は混在しないよう注意すること。

ウ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

## 8 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

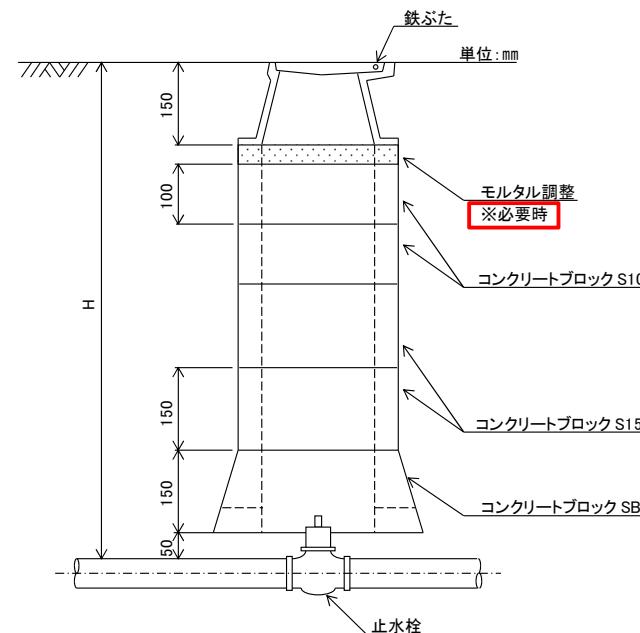
(1) 管端を直角に仕上げ、HIVP 用の面取器を用いて内外面をバリ取り程度に糸面取りすること。

[ 新 ]

2-7 弁栓きょう築造

- 1 コンクリートブロックは、JIS 指定工場でかつ発注者が承諾した制作メーカーの製品を使用すること。
- 2 コンクリートブロックの搬入及び取扱いについては、割れ、損傷等を生じさせないよう細心の注意を払うこと。
- 3 モルタル調整を必要とする場合は、図示する位置で行うこと。(厚さ 50 mm以内)
- 4 補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロックの組立では下図を標準とする。

補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロックの組立図



補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロック積上げ表(Φ50mm 以下共通) 単位: 個

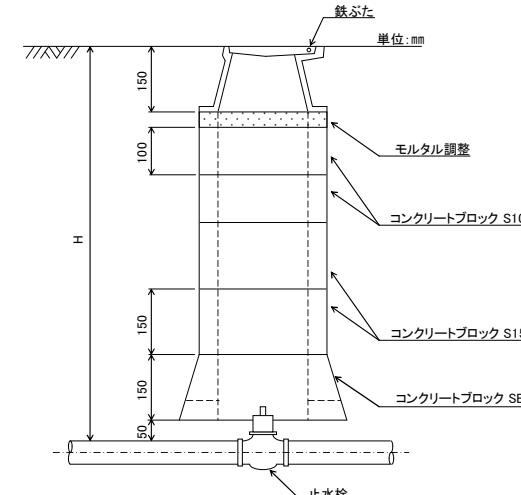
コンクリート ブロックの種類	土被り H 0.6 m	0.9 m	1.2 m
SB	1	1	1
S15	1	3	5
S10	1	1	1

[ 旧 ]

2-7 弁栓きょう築造

- 1 コンクリートブロックは、JIS 指定工場でかつ発注者が承諾した制作メーカーの製品を使用すること。
- 2 コンクリートブロックの搬入及び取扱いについては、割れ、損傷等を生じさせないよう細心の注意を払うこと。
- 3 止水栓きょうコンクリートブロックの組立ては以下の図を標準とすること。
- 4 モルタル調整を必要とする場合は、図示する位置で行うこと。(厚さ 50 mm以内)

補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロックの組立図



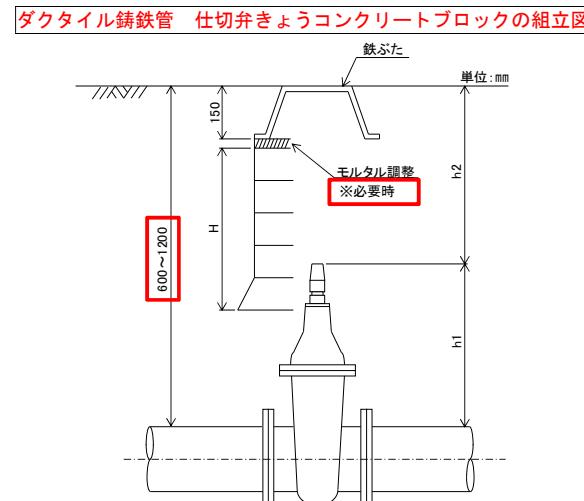
止水栓用コンクリートブロック積上げ表 (Φ50 mm 以下共通) 単位: 個

コンクリート ブロックの種類	埋設深さ H 0.6 m	0.7 m	0.9 m	1.2 m
SB	1	1	1	1
S15	1	1	3	5
S10	1	2	1	1

※表の埋設深さ H は、地表から管頂までの深さである。

## [ 新 ]

5 仕切弁きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

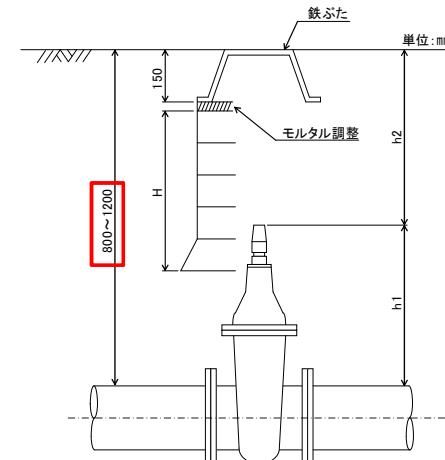


ダクタイル鋳鉄管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位:mm

項目		呼び径	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm
h1			314	353	428	517
h2	土被り	1.2 m	916	879	824	770
		0.9 m	616	579	524	470
		0.6 m	316	279	224	—
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1	1	1
		V30	1	1	1	1
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
		H	950	900	850	800
	土被り 0.9 m	VB	1	1	1	1
		V30	—	—	—	—
		V15	3	2	3	2
		V10	1	2	—	1
		H	650	600	550	500
	土被り 0.6 m	VB	1	1	1	—
		V30	—	—	—	—
		V15	1	—	1	—
		V10	1	2	—	—
		H	350	300	250	—

## [ 旧 ]

5 仕切弁きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

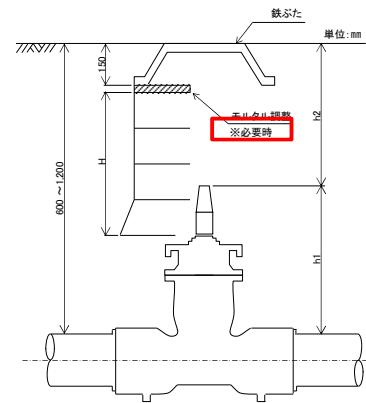


仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位:mm

項目		呼び径	75 mm	100 mm	150 mm	200 mm
h1			314	353	428	517
h2	土被り	1.2 m	886	847	772	683
		0.9 m	586	547	472	383
		0.8 m	486	447	372	283
コンクリ ート ブロック 積上げ個 数	土被り 1.2 m	VB	1	1	1	1
		V30	1	1	1	1
		V15	2	2	2	1
		V10	2	2	1	2
		H	900	900	800	750
コンクリ ート ブロック 積上げ個 数	土被り 0.9 m	VB	1	1	1	1
		V30	—	—	—	—
		V15	2	2	2	1
		V10	2	2	1	2
		H	600	600	500	450
コンクリ ート ブロック 積上げ個 数	土被り 0.8 m	VB	1	1	1	1
		V30	—	—	—	—
		V15	2	2	2	1
		V10	1	1	—	1
		H	500	500	400	350

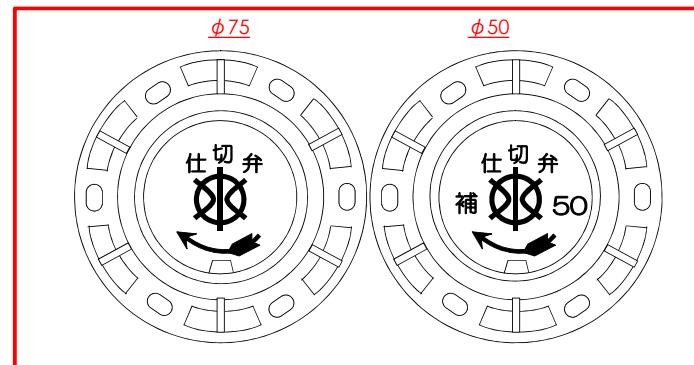
[ 新 ]

水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック組立標準図



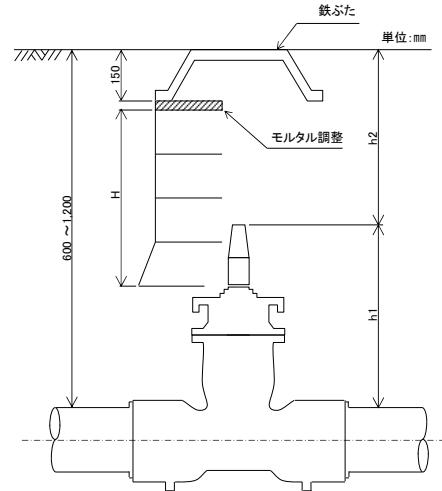
[ 旧 ]

水道配水用ポリエチレン管仕切弁 鉄ぶた図



※ふた裏には設置年次等を記載した表示プレートを設置すること。

水道配水用ポリエチレン管仕切弁きょうコンクリートブロック組立標準図



※コンクリートブロック積上げ寸法表は次頁

## [ 新 ]

水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位:mm

項目		呼び径	50 mm	75 mm
h1			269	285
h2	土被り	1.2 m	931	915
		0.9 m	631	615
		0.6 m	331	315
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	3	3
		V10	1	1
		H	950	950
	土被り 0.9 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	1	1
		V10	1	1
		H	650	650
	土被り 0.6 m	VB	1	1
		V30	-	-
		V15	1	1
		V10	1	1
		H	350	350

※V30 の据付けは、VB 上部に直接設置すること。

## [ 旧 ]

水道配水用ポリエチレン管仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位:mm

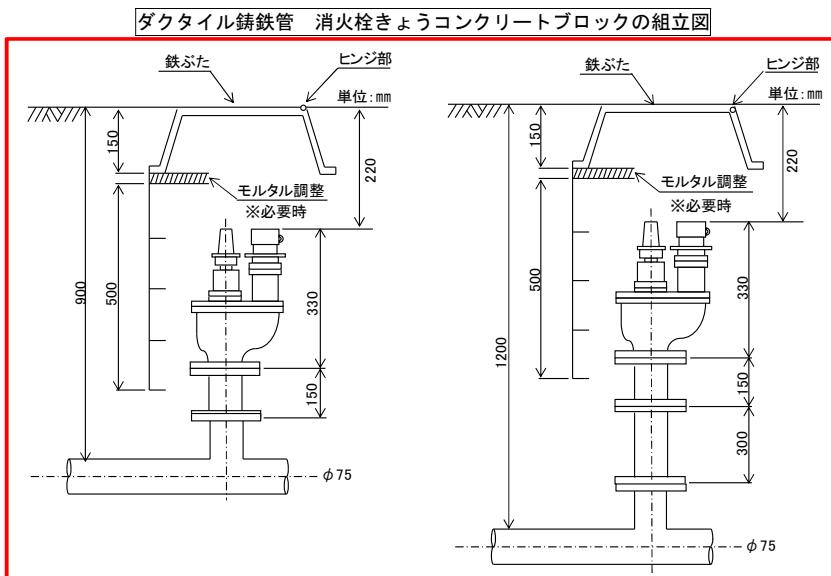
項目		呼び径	50 mm	75 mm
h1			269	285
h2	土被り	1.2 m	931	915
		0.9 m	631	615
		0.8 m	-	515
		0.7 m	431	-
		0.6 m	331	-
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	3	3
		V10	1	1
		H	950	950
	土被り 0.9 m	VB	1	1
		V30	1	1
		V15	1	1
		V10	1	1
		H	650	650
	土被り 0.8 m	VB	-	1
		V30	-	1
		V15	-	1
		V10	-	-
		H	-	550
	土被り 0.7 m	VB	1	-
		V30	-	-
		V15	1	-
		V10	2	-
		H	450	-
	土被り 0.6 m	VB	1	-
		V30	-	-
		V15	1	-
		V10	1	-
		H	350	-

※V30 の据付けは、VB 上部に直接設置すること。

※h1 寸法は PTC B 22 による。

[ 新 ]

6 消火栓きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

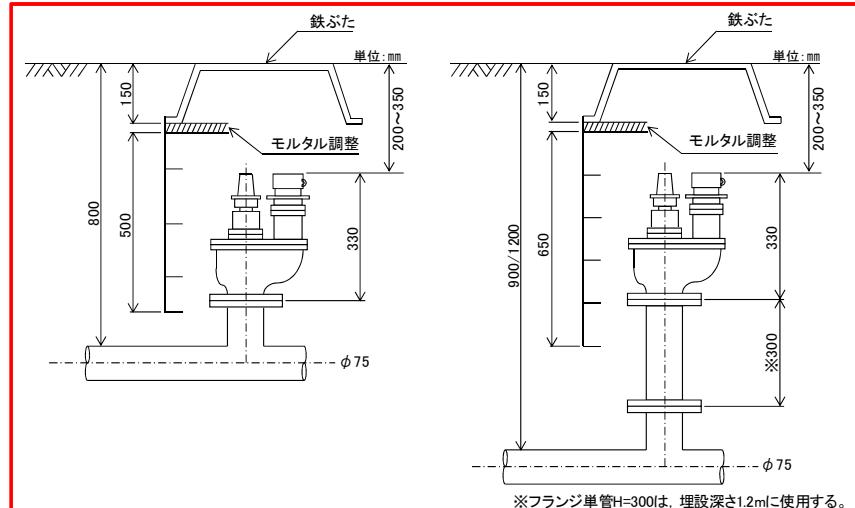


ダクタイル鋳鉄管 消火栓きょうコンクリートブロック積上げ表

コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 0.9 m / 1.2 m	単位：個	
		HB	H15
		1	3
			H10

[ 旧 ]

6 消火栓きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

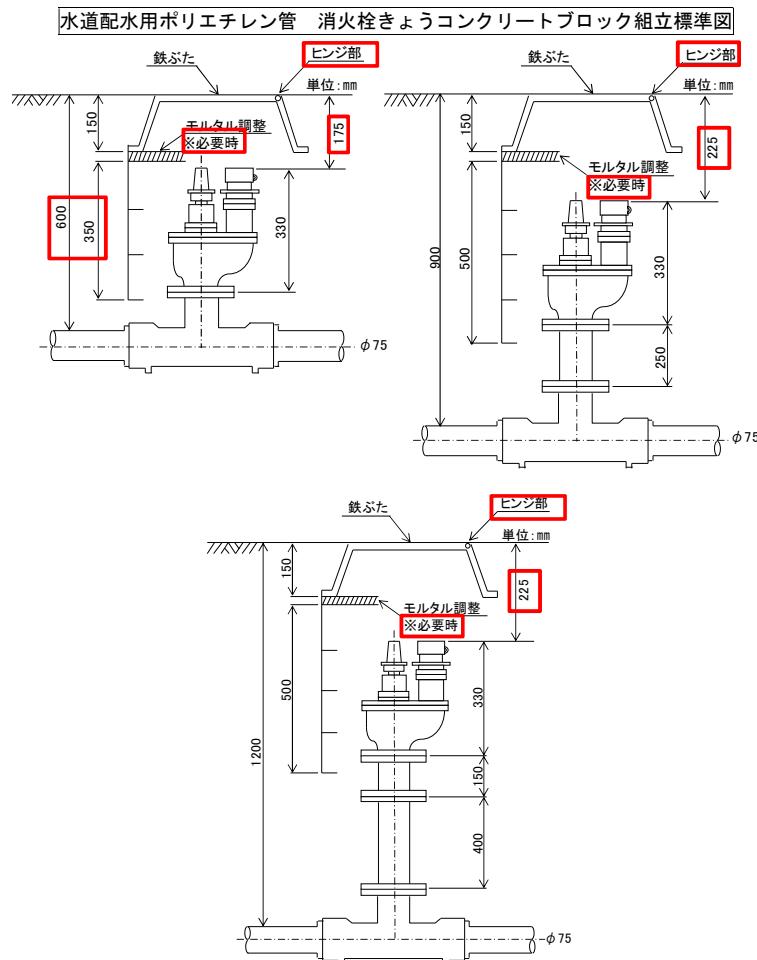


消火栓きょう用コンクリートブロック積上げ表

単位：個

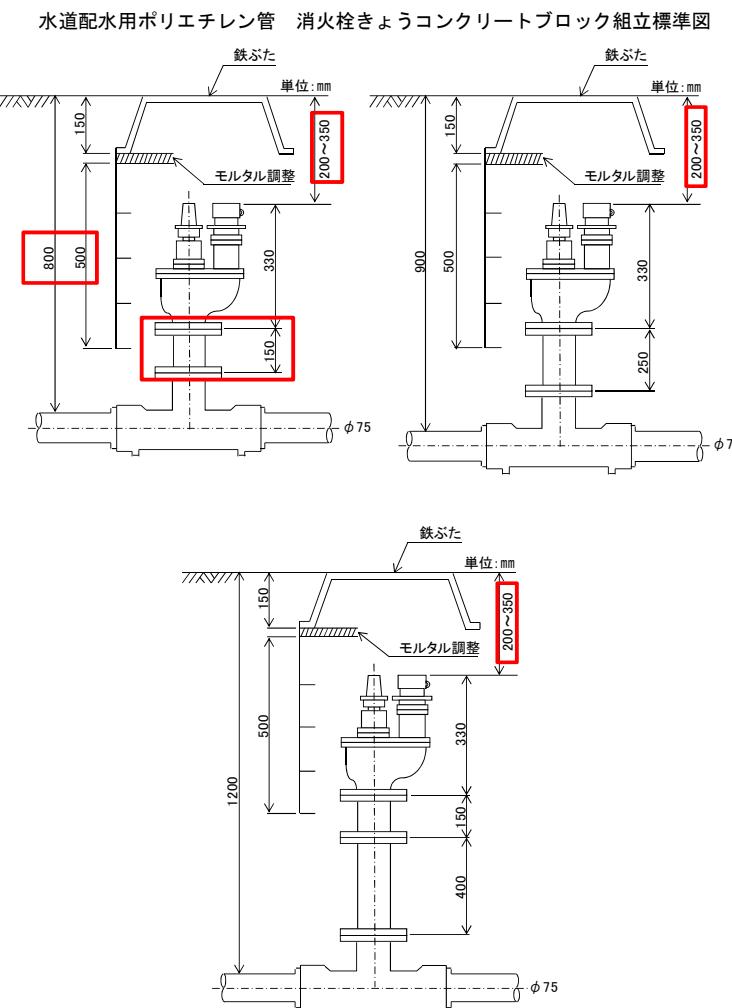
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 0.8 m	HB	1
		H15	2
土被り 0.9 m / 1.2 m	H10	1	
	HB	1	
土被り 0.9 m / 1.2 m	H15	3	
	H10	1	

[ 新 ]



水道配水用ポリエチレン管 消火栓きょうコンクリートブロック積上げ表			
単位：個			
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 0.6 m	HB	1
		H15	1
		H10	1
	土被り 0.9 m / 1.2 m	HB	1
		H15	2
		H10	1

[ 旧 ]

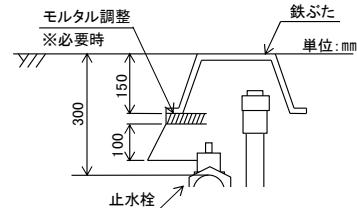


消火栓きょう用コンクリートブロック積上げ表		
単位：個		
コンクリート ブロック 積上げ個数	HB	1
	H15	2
	H10	1

[ 新 ]

7 ドレンきょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

ドレンきょうコンクリートブロック組立標準図



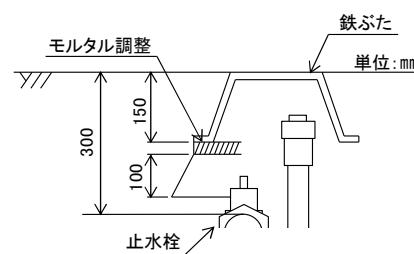
ドレンきょうコンクリートブロック積上げ表

単位：個			
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 0.3m	VB	1

[ 旧 ]

7 ドレンきょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

ドレン鉄ぶた図



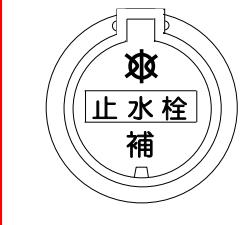
※ふた裏には設置年次等を記載した表示プレートを設置すること。

ドレンきょう用コンクリートブロック積上げ表

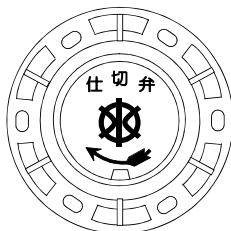
単位：個			
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 0.3m	VB	1

8 補助配水管及びドレンきょう築造時に設置する鉄蓋は下図とする。

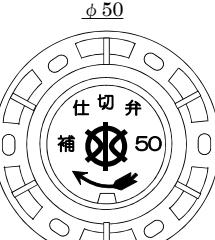
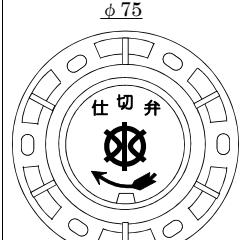
補助配水管用止水栓鉄蓋図



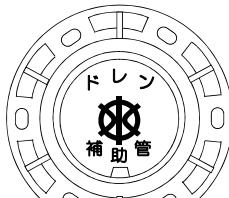
ダクタイル鋳鉄管 仕切弁鉄蓋図



水道配水用ポリエチレン管 仕切弁鉄蓋図



ドレン鉄蓋図



※仕切弁及びドレン鉄蓋裏には設置年次等を記載した表示プレートを設置すること。

## [ 新 ]

## 2-8 既設管の撤去

配水管からの分岐部分より撤去する場合、分岐材料に応じて次表のように施工すること。

## 2-9 埋戻し

1 埋戻しは、設計図書に示された工種により施工すること。

2 埋戻しは、**管、継手等の接合**が完全に終わった後、当日中に施工を完了すること。

3 埋戻し実施に当たっては、**道路管理者の埋戻しの条件等を遵守するものとし**、管周の砂層は原則として十分な水締めを行い、上層路盤は15cm**以下**、下層路盤及び路床（下層路盤下約1m）は20cm**以下**、その他は30cm**以下**に、タンパ又はランマを使用して、十分締固めること。

4 **埋戻し実施に当たっては**、管の周辺の埋戻しは管が動かないよう注意し、管の下側に隙間ができないように特に入念に突き固め、がれき、石塊等を埋めてはならない。

5 埋戻し**使用材料**は、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラン、再生粒度調整碎石及び山砂）**とし**、原則として下記の再生資材を使用するものとする。ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議のうえ、新材（JIS A 5001に定める粒度調整碎石 M-30、クラッシャラン C-40）とするものとし、設計変更の対象とする。

## [ 旧 ]

## 2-8 既設管の撤去

## 9 分岐部分の撤去方法

配水管からの分岐部分より撤去する場合、分岐材料に応じて次表のように施工すること。

## 2-9 埋戻し

1 埋戻しは、設計図書に示された工種により施工すること。

2 埋戻しは、**管の継手**が完全に終わった後、当日中に施工し完了すること。

3 埋戻し実施に当たっては、管周の砂層は原則として十分な水締めを行い、上層路盤は15センチメートル**ごと**、下層路盤及び路床（下層路盤下約1メートル）は20センチメートル**ごと**、その他は30センチメートル**ごと**に、タンパ又はランマを使用して、十分締固めること。

4 管の周辺の埋戻しは管が動かないよう注意し、管の下側に隙間ができないように特に入念に突き固め、がれき、石塊等を埋めてはならない。

5 埋戻し**について**は、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラン、再生粒度調整碎石及び山砂）**とすること**。

**補助配水管工事及び給水装置工事について**は、原則として下記の再生資材を使用するものとする。ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

## [ 新 ]

## 補助配水管及び給水管の埋設深さ

道路種別	標準埋設深さ(m)
国道（歩道除く）	1.2
幹線道路・準幹線道路	0.9
その他	0.6(0.7)

※上表（ ）内の数値は、給水管の呼び径 200mm に適用する。

## [ 旧 ]

## 補助配水管及び給水管の埋設深さ

道路の種別	管の種別	呼び径(mm)	埋設深さ(m)
国 道	給 水 管	20~200	1.2
	補助配水管	25~75	1.2
幹線道路	給 水 管	20~200	1.2
	補助配水管	25~50 75	1.2
準幹線道路	給 水 管	20~200	0.9
	補助配水管	25~75	0.9
一般道路	給 水 管	20~50 75~150 200	0.7 0.8 0.9
	補助配水管	25~50 75	0.7 0.8
歩 道 (国道の歩道含む)	給 水 管	20~50 75~150 200	0.6 0.8 0.9
	補助配水管	25~50 75	0.6 0.8
砂利道、私有道路 及び開発道路	給 水 管	20~50 75~150 200	0.6 0.8 0.9
	補助配水管	25~50 75	0.6 0.8

[ 新 ]

[ 旧 ]

埋戻し工標準図

## 【1 国道の場合】

道路種別	車道(D交通) 21号工 <sup>(注1)</sup>	車道(C交通) 22号工	歩道 26号工
タックコート			
在来舗装厚	25cm	20cm	4cm
埋戻し工種	全量入替	全量入替	全量入替
管土被り	120cm	120cm	60cm

▽ G.L



(注1)：国道1、9、24、171号線については、D交通とする。

ただし、国道の側道は、除く。

(注2)：補助配水管理設備所に敷設すること。

埋戻し工標準図

## 【1 国道の場合】

道路種別	車道(D交通) 21号工 <sup>(注1)</sup>	車道(C交通) 22号工	歩道 26号工
タックコート			
在来舗装厚	25cm	20cm	4cm
埋戻し工種	全量入替	全量入替	全量入替
管土被り	120cm	120cm	60cm <sup>(注2)</sup>

▽ G.L



(注1)：国道1、9、24、171号線については、D交通とする。

ただし、国道の側道は、除く。

(注2)：φ75mm以上に適用。

(注3)：補助配水管理設備所に敷設すること。

## 【2 市道の場合】

道路種別	幹線道路 2号工	準幹線道路 3号工	一般道路 4(5)号工
在来舗装厚	25cm	17cm	9(7)cm
埋戻し工種	全A種	全A種	全B種
管土被り	90cm	90cm	60cm

▽ G.L



## 【2 市道の場合】

道路種別	幹線道路 2号工	準幹線道路 3号工	一般道路 4(5)号工
在来舗装厚	25cm	17cm	9(7)cm
埋戻し工種	全A種	全A種	全B種
管土被り	120cm	90cm	70cm <sup>(注1)</sup> 80cm <sup>(注2)</sup>

▽ G.L



〔新〕

道路種別		歩道		砂利道
		8(13)号工	10(11)号工	
在来舗装厚		5(7)cm	9(6)cm	—
埋戻し工種	全C種		全D種	
管土被り	60cm	60cm	60cm	

プライムコート  
▽ G.L

表層	仮復旧	3cm	9cm (注1)	—
上層路盤	再生粒度調整碎石	—	—	—
下層路盤	再生クラッシャラン 埋設標示シート (注2)	42cm	36cm	45cm
路床	山砂 0.3m	15cm		
		(山砂) 水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)		
路体		0.6m		

(注1): 視覚障害者誘導用ブロック舗装の場合。  
(注2): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。

〔3 私有道路の場合〕

道路種別		私有道路	
		私道1(2)号	砂利道
在来舗装厚		5(7)cm	—
埋戻し工種		—	D種
管土被り	60cm	60cm	

▽ G.L

表層	仮復旧	3cm	—
路盤	再生クラッシャラン	17cm	20cm
	良質土砂 埋設標示シート (注1)	25cm	25cm
路床	山砂 0.3m	15cm	
		(山砂) 水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)	
路体		0.6m	

(注1): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。

〔旧〕

道路種別		歩道		砂利道
		8(13)号工	10(11)号工	
在来舗装厚		5(7)cm	9(6)cm	—
埋戻し工種	全C種		全D種	
管土被り	60cm	80cm (注1)	60cm	80cm (注1)

プライムコート  
▽ G.L

表層	仮復旧	3cm	9cm (注2)	—
上層路盤	再生粒度調整碎石	—	—	—
下層路盤	再生クラッシャラン 埋設標示シート (注3)	42cm	62cm (注1)	36cm
路床	山砂 0.3m	15cm		
		(山砂) 水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)		
路体		0.6m		

(注1):  $\phi 75mm$ 以上に適用。  
(注2): 視覚障害者誘導用ブロック舗装の場合。  
(注3): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。

道路種別		私有道路	
		私道1(2)号	砂利道
在来舗装厚		5(7)cm	—
埋戻し工種		—	D種
管土被り	60cm	80cm (注1)	60cm

▽ G.L

表層	仮復旧	3cm	—
路盤	再生クラッシャラン	17cm	20cm
	良質土砂 埋設標示シート (注2)	25cm	45cm
路床	山砂 0.3m	15cm	
		(山砂) 水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)	
路体		0.6m	

(注1):  $\phi 75mm$ 以上に適用。  
(注2): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。

[ 新 ]

【4 既設管撤去の場合(連絡箇所)】

道路種別		国道 (車道)	国道 (歩道)	幹線 道路	準幹線 道路	一般 道路	歩道	砂利道	私有 道路
在来舗装厚	25cm	4cm	25cm	17cm	9cm	5cm	—	5cm	
埋戻し工種	全量入替	全量入替	全A種	全A種	全B種	全C種	全D種	—	
既設管土被り	120cm	90cm	120cm	120cm	120cm	90cm	120cm	120cm	

G.L.									
表層	仮復旧	4cm 4cm	3cm	7cm	7cm	5cm	3cm	—	3cm
上層路盤	再生粒度調整碎石	32cm	—	48cm	48cm	35cm	—	—	—
下層路盤	再生クラッシャン	50cm	67cm	50cm	50cm	65cm	72cm	105cm	17cm
路床	良質土砂	—	—	—	—	—	—	—	85cm
路体	山砂 既設水道管 0.6m	30cm	20cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm

※既設水道管は、管径による区別が無いものとする。  
※車道部の既設管理設深さは1.2m、歩道部は0.9mとする。

2-10 仮復旧

- 4 路盤は、仮復旧が所定の厚さに仕上がるよう、**浮石**その他の有害物を除去し、(省略)
- 7 アスファルト合材の敷き均し及び転圧は、(省略)
- 8 **転圧時のアスファルト合材の温度は110℃以上とし**、搬入に当たっては、気象条件によってシート類で混合物を覆うほか、数量、運搬距離等を考慮のうえ、適切な温度管理を行うこと。
- 9 挖削にて影響を及ぼした視覚障害者用コンクリート平板ブロックは、**特別な指定がない限り、現場発生品を再利用し**、敷モルタル工(C-530)及び目地モルタル工(C-720)にて、正しく復旧すること。

12 交通開放時の舗装表面温度は、50℃以下とすること。

(～以降、項目番号一つずつ繰下げ～)

- 15 仮復旧路面については、受注者が適時現場を巡回し、沈下、その他不良箇所が生じた場合は、速やかに適切な措置を施さなければならない。

2-11 標示ピンによる給水装置の位置明示

(省略)

材質	本体	アルミ合金 (AD5-1)
ピン	特殊鋼線材 (S45C)	
形式	京都市形  マーク付き	
制作メーカー	ヨツギ(株)	

[ 旧 ]

【4 既設管撤去の場合(連絡箇所)】

道路種別		国道 (車道)	国道 (歩道)	幹線 道路	準幹線 道路	一般 道路	歩道	砂利道	私有 道路
在来舗装厚	25cm	4cm	25cm	17cm	9cm	5cm	—	5cm	
埋戻し工種	全量入替	全量入替	全A種	全A種	全B種	全C種	全D種	—	
既設管土被り	120cm	90cm	120cm	120cm	120cm	90cm	120cm	120cm	120cm

G.L.									
表層	仮復旧	4cm 4cm	3cm	7cm	7cm	5cm	3cm	—	3cm
上層路盤	再生粒度調整碎石	35cm	—	48cm	48cm	35cm	—	—	—
下層路盤	再生クラッシャン	47cm	67cm	50cm	50cm	65cm	72cm	105cm	17cm
路床	良質土砂	—	—	—	—	—	—	—	85cm
路体	山砂 既設水道管 0.6m	30cm	20cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm

※既設水道管は、管径による区別が無いものとする。  
※車道部の既設管理設深さは1.2m、歩道部は0.9mとする。

2-10 仮復旧

- 4 路盤は、仮復旧が所定の厚さに仕上がるよう、**軽石**その他の有害物を除去し、(省略)
- 8 アスファルト合材の搬入に当たっては、気象条件によってシート類で混合物を覆うほか、数量、運搬距離等を考慮のうえ、適切な温度管理を行うこと。
- 9 挖削にて影響を及ぼした視覚障害者用コンクリート平板ブロックは、**既設品を使用し**、敷モルタル工(C-530)及び目地モルタル工(C-720)にて、正しく復旧すること。  
(記載なし)
- 14 仮復旧路面に沈下、その他不良箇所が生じた場合は、速やかに適切な措置を施さなければならない。

2-11 標示ピンによる給水装置の位置明示

(省略)

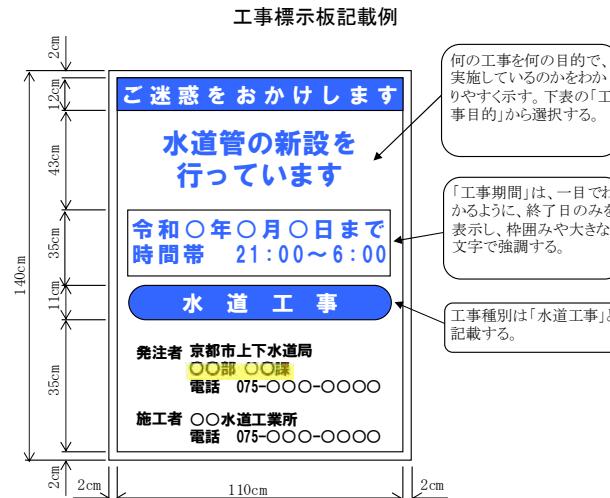
材質	本体	アルミ合金 (AD5-1)
ピン	特殊鋼線材 (S45C)	
形式	京都市形  マーク付き	
制作メーカー	(株)ヨツギ	

[ 新 ]

### 第3章 安全管理

#### 3-2 交通保安対策

##### 10 工事標示板



##### 13 まわり道



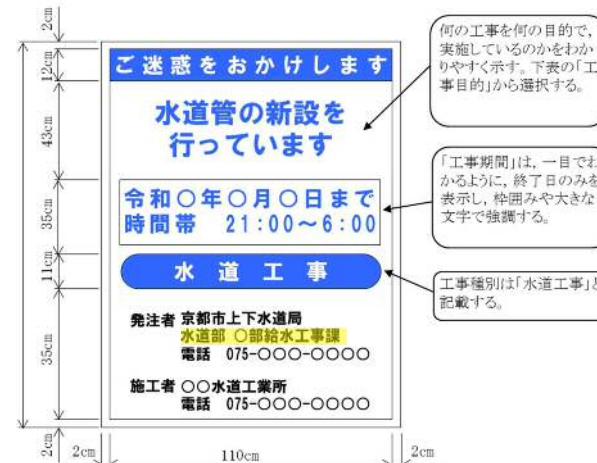
[ 旧 ]

### 第3章 安全管理

#### 3-2 交通保安対策

##### 10 工事標示板

##### 工事標示板記載例

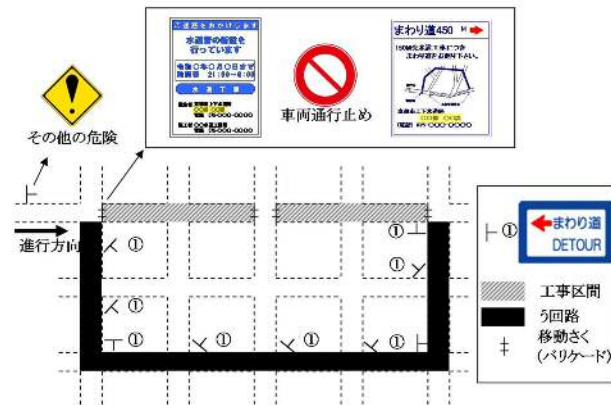


##### 13 まわり道



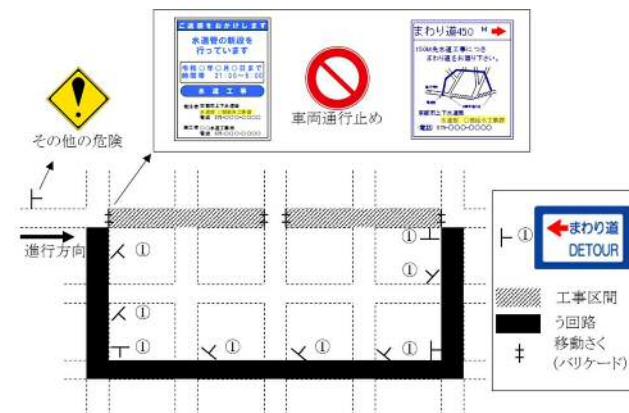
[ 新 ]

工事中う回路の標示例(市街部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)

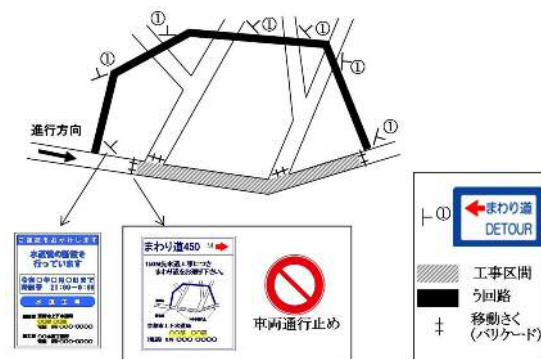


[ 旧 ]

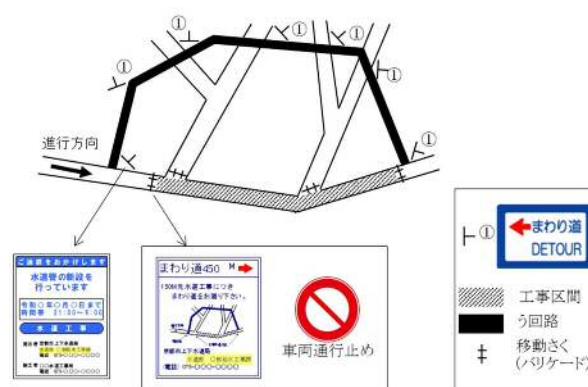
工事中う回路の標示例(市街部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)



工事中う回路の標示例(地方部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)



工事中う回路の標示例(地方部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)

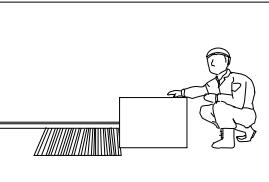
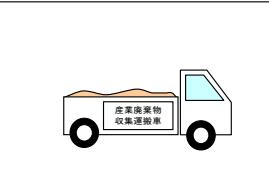


[ 新 ]

[ 旧 ]

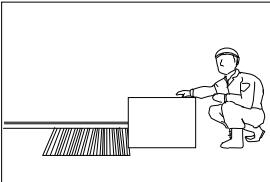
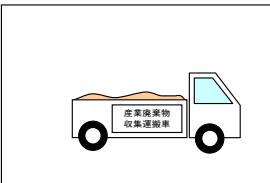
## 第4章 工事記録写真

### 2 工種別撮影項目

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図 例
仮復旧工	④施工後の状況写真 ●撮影は必ず復旧直後に行うこと。	
砂利道復旧工	施工後の状況写真	
産業廃棄物	積込み状況 ●ダンプトラックの産廃収集運搬車表示も撮影する。	

## 第4章 工事記録写真

### 2 工種別撮影項目

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図 例
仮復旧工	④施工後の状況写真 ●撮影は必ず復旧直後に行うこと。	
砂利道復旧工	施工後の状況写真	
建設発生土	残土受入地の状況 ●残土搬入前の状況を撮影する。 ●残土搬入中の状況を撮影する。 ●残土搬入後の状況を撮影する。	
産業廃棄物	搬出 ●ダンプトラックの産廃収集運搬車表示を撮影する。	

## [ 新 ]

## 4-4 写真帳の作成及び提出

## 2 写真帳

## CD-R の仕様

媒体	12cm CD-R
フォーマット	ISO 9660 LEVEL1 監督員の指示による OS に対応したもの
画像ファイル形式	JPEG
圧縮率	4 分の 1~8 分の 1 程度
媒体表面の記載事項 (記載は直接印字又は油性ペンを使 用し、ラベル等を貼付けないこと。)	1 工事番号 2 発注年度 3 工事名称 4 工事場所 <b>5 契約工期</b> 6 発注者：京都市上下水道局 7 受注者名 8 ウイルスチェックに関する情報 9 フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

## 写真帳の作成例



- ① 工事番号
- ② 発注年度
- ③ 工事名称
- ④ 工事場所
- ⑤ 契約工期**
- ⑥ 発注者：京都市上下水道局
- ⑦ 受注者名
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報
- ⑨ フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

## [ 旧 ]

## 4-4 写真帳の作成及び提出

## 2 写真帳

## CD-R の仕様

媒体	12cm CD-R
フォーマット	ISO 9660 LEVEL1 監督員の指示による OS に対応したもの
画像ファイル形式	JPEG
圧縮率	4 分の 1~8 分の 1 程度
媒体表面の記載事項 (記載は直接印字又は油性ペンを使 用し、ラベル等を貼付けないこと。)	1 工事番号 2 発注年度 3 工事名称 4 工事場所 <b>5 完成年月日</b> 6 発注者：京都市上下水道局 7 受注者名 8 ウイルスチェックに関する情報 9 フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

## 写真帳の作成例



- ① 工事番号
- ② 発注年度
- ③ 工事名称
- ④ 工事場所
- ⑤ 完成年月日**
- ⑥ 発注者：京都市上下水道局
- ⑦ 受注者名
- ⑧ ウイルスチェックに関する情報
- ⑨ フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

## [ 新 ]

## 第5章 提出書類

※様式の修正及び削除に伴い、適切な名称及び番号に書換えた。

## 5-1 提出書類の作成

5 受注者が提出する書類の部数は必要書類一覧表によること。

なお、副については写しの提出でもよい。

## 5-2 着工必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ツ ク	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
	1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工1'	
	3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	6	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
	7	分岐穿孔検定合格証等 実務経験証明書 講習会(小口径管)修了証書 不断水講習修了証 孔穿孔現場実習修了確認書	受注者	コピー	2部	—	不断水せん孔技能者名簿登録者は、名簿で確認
	8	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
	9	工程表	受注者	正	2部	着工8	
	10	下請負契約等の通知書	受注者	正	2部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	11	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	—	
	12	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
	13	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
	14	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
	15	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
	16	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
	17	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
	18	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	
	19	産業廃棄物処理計画書	受注者	正	2部	着工20	
	20	建設発生土受入承諾書	受注者	正	2部	着工21	
	21	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分
	22	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分

## [ 旧 ]

## 第5章 提出書類

## 5-1 提出書類の作成

5 受注者が提出する書類の部数は必要書類一覧表によること。

(記載なし)

## 5-2 着工必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ツ ク	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
	1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る依頼書	受注者	正	1部	着工1'	
	3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	6	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
	7	分岐穿孔検定合格証等 実務経験証明書 講習会(小口径管)修了証書 不断水講習修了証 孔穿孔現場実習修了確認書	受注者	コピー	2部	—	不断水せん孔技能者名簿登録者は、名簿で確認
	8	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
	9	工程表	受注者	正	2部	着工8	
	10	下請負契約等の通知書	受注者	正	2部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	11	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	—	
	12	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
	13	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
	14	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
	15	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
	16	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
	17	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
	18	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	
	19	産業廃棄物処理計画書	受注者	正	2部	着工20	
	20	建設発生土受入承諾書	受注者	正	2部	着工21	
	21	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分
	22	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分

[ 新 ]

[ 旧 ]

着工必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円を超える場合)

チ エ ツ ク 番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工1'	
3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
	配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
	POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
6	分岐穿孔検定合格証等  不断水せん孔 講習会(小口径管)修了証書  不断水講習修了証  穿孔現場実習修了確認書	受注者	コピー	2部	—	不断水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
7	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
8	工程表	受注者	正	2部	着工8	
9	下請負契約等の通知書	受注者	正	3部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
10	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	—	
11	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
12	再生資源利用計画書	受注者	正	2部	着工11	
13	再生資源利用促進計画書	受注者	正	2部	着工12	
14	登録内容確認書(コリンクス)	受注者	コピー	2部	—	※1
15	説明書(建り法12条)	受注者	正 コピー	1部 1部	着工14	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
16	契約書面記載事項(建り法13条・省令4条)	受注者	正 コピー	2部 1部	着工15	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
17	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
18	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
19	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
20	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
21	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	
22	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分
23	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分

※1: コリンクス対象は、請負工事費500万円以上。

※2: 建設リサイクル法適用は、請負工事費500万円以上。

着工必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円を超える場合)

チ エ ツ ク 番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
2	現場代理人の兼任に係る依頼書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工1'	
3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	配管技能者講習会修了証書又は 配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
	配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
	POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
6	分岐穿孔検定合格証等  不断水実務経験証明書  水講習会修了証書  不斷水せん孔 不斷水講習修了証  穿孔現場実習修了確認書	受注者	コピー	2部	—	不断水せん孔技能者名 簿登録者は、名簿 で確認
7	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
8	工程表	受注者	正	2部	着工8	
9	下請負契約等の通知書	受注者	正	3部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
10	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	—	
11	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
12	再生資源利用計画書	受注者	正	2部	着工11	※1
13	再生資源利用促進計画書	受注者	正	2部	着工12	※1
14	登録内容確認書(コリンクス)	受注者	コピー	2部	—	※2
15	説明書(建り法12条)	受注者	正 コピー	1部 1部	着工14	契約前に正を契約会計課へ提出 ※3
16	契約書面記載事項(建り法13条・省令4条)	受注者	正 コピー	2部 1部	着工15	契約前に正を契約会計課へ提出 ※3
17	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正 コピー	1部 1部	着工16	
18	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
19	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
20	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
21	工事保険加入者証	受注者	コピー	2部	—	
22	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	
23	建設発生土受入承諾書	受注者	正	2部	着工21	
24	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分
25	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	—	建設副産物の処分

※1: 再生資源利用計画／実施対象は、請負工事費100万円以上。

※2: コリンクス対象は、請負工事費500万円以上。

※3: 建設リサイクル法適用は、請負工事費500万円以上。

## [ 新 ]

様式 着工1	現場代理人等技術者通知書・変更届
様式 着工8	工程表
様式 着工16	建設業退職金共済組合 証紙購入報告書
様式 着工17	(建設業退職金共済制度) 掛金収納書提出遅延理由書
様式 着工18	不提出理由書(建退共)
様式 着工19	建設発生土処理計画書
様式 着工20	産業廃棄物処理計画書

} 社印(代表者印)に変えて  
現場代理人印での提出を認める。

様式 着工1	現場代理人等技術者通知書・変更届
様式 着工2	経歴書
様式 着工8	工程表
様式 着工16	建設業退職金共済組合 証紙購入報告書
様式 着工17	(建設業退職金共済制度) 掛金収納書提出遅延理由書
様式 着工18	不提出理由書(建退共)
様式 着工19	建設発生土処理計画書
様式 着工20	産業廃棄物処理計画書

} 情報共有システムの利用で  
押印なしでの提出を認める。

## [ 旧 ]

## [新]

様式 着工1' 現場代理人の兼任に係る誓約書…様式変更

着工1'																																					
現場代理人の兼任に係る誓約書																																					
年　月　日																																					
(あて先) 京都市公営企業管理者 上　下　水　道　局　長																																					
所 在 地																																					
商号又は名称																																					
代 表 者 名																																					
現場代理人名	印																																				
<p>以下の現場代理人について、他の工事と兼任することとしたいため、下記2のとおり誓約します。 なお、兼任する下記3の工事に関して、発注者の事前承認を得ることなく、本書に記載の内容に反する事実が明らかとなつた場合には、競争入札参加停止等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。</p>																																					
<p>1 他の工事と兼任する現場代理人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現 場 代 理 人 氏 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>		現 場 代 理 人 氏 名																																			
現 場 代 理 人 氏 名																																					
<p>2 誓約事項</p> <p>(1) 上記現場代理人が従事する工事は3に記載のとおりであり、他に従事する工事現場はなく、当該従事役職には、常駐又は専任の義務は課されていない。</p> <p>(2) 3の工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制を常に確保する。</p> <p>(3) 工事担当課が常駐を求めた場合は、直ちに現場代理人を常駐させる。</p>																																					
<p>3 1の現場代理人が従事する工事（3件まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）	工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）	工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
<p>※この誓約書は、上記の工事を担当するすべての当局工事担当課に提出すること。 (令和4年4月)</p>																																					

※従来の「依頼書」から「誓約書」に変更となり、兼任を承認する通知書が廃止となる。

## [旧]

様式 着工1' 現場代理人の兼任に係る依頼書

着工1'																																					
現場代理人の兼任に係る依頼書																																					
令和　年　月　日																																					
(あて先) 京都市公営企業管理者 上　下　水　道　局　長　様																																					
所 在 地																																					
商号又は名称																																					
代 表 者 名																																					
印																																					
<p>以下の現場代理人について、他の工事と兼任することとしたいため、依頼します。 本件依頼に当たっては、次のことについて確認し、京都市上下水道局の事前承認を得ることなく、本書に記載の内容に反する事実が明らかとなった場合には、競争入札参加停止等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。</p>																																					
<p>1 他の工事との兼任を希望する現場代理人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現 場 代 理 人 氏 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>		現 場 代 理 人 氏 名																																			
現 場 代 理 人 氏 名																																					
<p>2 兼任に係る確約事項</p> <p>(1) 上記現場代理人が従事する工事（予定も含む。）は3に記載のとおりであり、当該従事役職には、常駐又は専任の義務は課されていない（又は、現在、兼任の手続中である。）。</p> <p>(2) 3の工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制を常に確保する。</p> <p>(3) 工事担当課が常駐を求めた場合は、直ちに現場代理人を常駐させる。</p>																																					
<p>3 1の現場代理人が従事する工事（3件まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工 事 名</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 注 者（部署）</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>契 約 工 期</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>請 負 金 銘</td> <td>円（税込）</td> </tr> <tr> <td>従 事 役 職</td> <td>現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）</td> </tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）	工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）	工 事 名		工 事 場 所		発 注 者（部署）	( )	契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	請 負 金 銘	円（税込）	従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
工 事 名																																					
工 事 場 所																																					
発 注 者（部署）	( )																																				
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで																																				
請 負 金 銘	円（税込）																																				
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者（監理・主任・担当・専門）																																				
<p>※この依頼書は、上記の工事を担当するすべての工事担当課に提出してください。</p>																																					

[ 新 ]

様式 着工 14 説明書（建り法 12 条）…社印（代表者印）を廃止

(12条様式)

着工14

説明書

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長様

氏名 (法人にあたっては商号又は名称及び代表者の氏名)  
 (郵便番号 — — ) 電話番号 — —  
 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、  
 対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記 参

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 説明内容 添付資料のとおり

考

4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

**\* 必ず最新の書式を確認の上、用いてください。**

〔 旧 〕

様式 着工 14 説明書（建り法 12 条）

(12条様式)	着工 14
説明書	
令和 年 月 日	
<u>京都市公営企業管理者上下水道局長 様</u>	
(受注者)	
氏名 (法人にあたっては商号又は名称及び在住者の氏名) _____	
(郵便番号) _____ 電話番号) _____	
住所 _____	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。	
記 <big>参</big>	
1. 工事の名称	_____
2. 工事の場所	京都市 区
3. 説明内容	添付資料のとおり <big>考</big>
4. 添付資料	
①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)	
<input type="checkbox"/> 別表1 (建築物に係る解体工事)	
<input type="checkbox"/> 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))	
<input type="checkbox"/> 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))	
②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)	
□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。	
<b>※必ず最新の書式を確認のうえ、用いて下さい。</b>	

## [ 新 ]

様式 着工19 建設発生土処理計画書

着工19

令和 年 月 日			
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様			
住 所			
受注者 <b>現場代理人</b>			
<b>印</b>			
建設発生土処理計画書			
工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m <sup>3</sup>		
建設発生土処理場所(略図)			

- (注) 1 工事場所から処理場所までの運搬経路を添付すること。  
 2 処理場所が受注者の所有でない場合は、所有者の承諾書を添付すること。  
 3 処理場所が風致地区内の場合は、許可書の写しを添付すること。  
 4 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

## [ 旧 ]

様式 着工19 建設発生土処理計画書

着工19

令和 年 月 日			
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様			
住 所			
受注者			
TEL			
建設発生土処理計画書			
工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m <sup>3</sup>		
現場代理人	住 所 氏 名	TEL	
建設発生土処理場所(略図)			

- (注) 1 工事場所から処理場所までの運搬経路を添付すること。  
 2 処理場所が受注者の所有でない場合は、所有者の承諾書を添付すること。  
 3 処理場所が風致地区内の場合は、許可書の写しを添付すること。  
 4 受入地先の搬入前、搬入中、搬入後の写真を提出すること。

[ 新 ]

様式 着工20 産業廃棄物処理計画書

着工20

令和 年 月 日			
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様			
住 所			
受注者 <b>現場代理人</b> 印			
産業廃棄物処理計画書			
工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
コンクリート破片	m <sup>3</sup>		
アスファルト・コ ンクリート破片	m <sup>3</sup>		
廃プラスチック	kg		
金属くず	kg		
処理場所(略図)			

(注) 収集運搬を収集運搬業者に、また、処分を処分業者に委託する場合は、委託の基準を遵守した  
委託契約を書面で行い、その契約書のコピーを添付すること。

[ 旧 ]

様式 着工20 産業廃棄物処理計画書

着工20

令和 年 月 日			
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様			
住 所			
受注者 印			
TEL			
産業廃棄物処理計画書			
工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
コンクリート破片	m <sup>3</sup>		
アスファルト・コ ンクリート破片	m <sup>3</sup>		
廃プラスチック	kg		
金属くず	kg		
現場代理人	住 所 氏 名 TEL		
処理場所(略図)			

(注) 1 収集運搬を収集運搬業者に、また、処分を処分業者に委託する場合は、委託の基準を遵守した  
委託契約を書面で行い、その契約書のコピーを添付すること。

2 産業廃棄物処理業許可書の写しを添付すること。

[ 新 ]

様式 着工21 建設発生土受入承諾書…~~廃止~~

[ 旧 ]

様式 着工21 建設発生土受入承諾書

着工21

令和 年 月 日

### 建設発生土受入承諾書

受注者様

承諾者 住 所

商号又は名称

代表者名

(印)

工事名

工事場所

標記工事で発生する土砂の受入を、下記のとおり承諾します。

記

1 受入場所

2 受入土量

m<sup>3</sup>

3 受入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 条件

## [ 新 ]

5-3 完成必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ツ ク 番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①	完成通知書	受注者	正	2部	完成2	
②	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
③	請求書	受注者	正	1部	完成4	
4	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
5	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
6	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
7	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場合(警備日誌除く)
8	引渡書	受注者	正	2部	完成7	
9	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※1
10	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
11	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
12	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
13	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

## [ 旧 ]

5-3 完成必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ツ ク 番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①	完成通知書	受注者	正	2部	完成2	
②	完成検査申請書	受注者	正	2部	完成3	
③	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成4 又は 完成5	完成4は前払金がない場合 完成5は前払金がある場合
④	請求書	受注者	正	1部	完成6	
5	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
6	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成7	
7	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正	1部	-	
8	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成8	作業日が2日以上の場合(警備日誌除く)
9	引渡書	受注者	正	2部	完成9	
10	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成12	※1
11	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成13	A・B2・D・E票
12	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
13	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成14	
14	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-21	

※1: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

## [ 新 ]

完成必要書類一覧表 契約会計課課契約(100万円を超える場合)

チ エ ック 号	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①		完成通知書	受注者	正	3部	完成2	
②		完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
③		請求書	受注者	正	1部	完成4	
4		工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
5		弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
6		継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
7		工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の場合(警備日誌除く)
8		引渡書	受注者	正	2部	完成7	
9		再生資源利用実施書	受注者	正	2部	完成8	
10		再生資源利用促進実施書	受注者	正	2部	完成9	
11		登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	-	※1
12		建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※2
13		産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
14		材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
15		建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
16		道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: コリンズ対象は、請負工事費500万円以上。

※2: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

## [ 旧 ]

完成必要書類一覧表 契約会計課課契約(100万円を超える場合)

チ エ ック 号	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①		完成通知書	受注者	正	3部	完成2	
②		完成検査申請書	受注者	正	2部	完成3	
③		完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成4 又は 完成5	完成4は前払金がない場合 完成5は前払金がある場合
④		請求書	受注者	正	1部	完成6	
5		工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
6		弁栓位置図	受注者	正	2部	完成7	
7		継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正	1部	-	
8		工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成8	作業日が2日以上の場合(警備日誌除く)
9		引渡書	受注者	正	2部	完成9	
10		再生資源利用実施書	受注者	正	2部	完成10	※1
11		再生資源利用促進実施書	受注者	正	2部	完成11	※1
12		登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	-	※2
13		建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成12	※3
14		産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成13	A・B2・D・E票
15		材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
16		建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成14	
17		道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-21	

※1: 再生資源利用計画／実施対象は、請負工事費100万円以上。

※2: コリンズ対象は、請負工事費500万円以上。

※3: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

## [ 新 ]

様式 完成 2 完成通知書  
様式 完成 3 完成出来高請求書  
様式 完成 6 工事日報  
様式 完成 7 引渡書  
様式 完成 13 建設発生土処理報告書

} 社印（代表者印）に変えて現場代理人印での提出を認める。

様式 完成 2 完成通知書  
様式 完成 3 完成出来高請求書  
様式 完成 6 工事日報  
様式 完成 7 引渡書  
様式 完成 12 建設業退職金共済証紙貼付状況報告書  
様式 完成 13 建設発生土処理報告書

} 情報共有システムの利用で押印なしでの提出を認める。

## [ 旧 ]

[ 新 ]

様式 完成3 完成出来高請求書…様式変更

令和 年 月 日	<b>完成3</b>
完 成 出 来 高 請 求 書	
京都市公営企業管理者上下水道局長 様	
受注者 住 所 商号又は名称 代表者名	
現場代理人 <b>印</b>	
1 工事名	
2 工事場所	
3 契約番号 第	号
4 請負代金額 金	円
5 契約工期 自 令和 年 月 日	
至 令和 年 月 日	
上記工事の請負代金を下記のとおり請求します。	
記	
請負金額 金	円
<input type="checkbox"/> なし	
前払金額 <input type="checkbox"/> あり 金	円
請求金額 金	円

※「前払金設定あり」と「前払金設定なし」で様式を分けていたが、一つの様式に統合

[ 旧 ]

完成出来高請求書

令和 年 月 日	<b>完成4</b>
完 成 出 来 高 請 求 書	
京都市公営企業管理者上下水道局長 様	
受注者 住 所 商号又は名称 代表者名	
1 工事名	
2 工事場所	
3 契約番号 第	号
4 請負代金額 金	円
5 契約工期 自 令和 年 月 日	
至 令和 年 月 日	
上記工事の請負代金を下記のとおり請求します。	
記	
請負金額 金	円
<input type="checkbox"/> なし	
前払金額 <input type="checkbox"/> あり 金	円
請求金額 金	円

[ 新 ]

完成検査申請書…廃止

[ 旧 ]

完成検査申請書

完成3

令和 年 月 日

## 完 成 檢 査 申 請 書

京都市公営企業管理者上下水道局長様

受注者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記の工事の完成検査を受けたいので、申請します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 代 金 額 金 円

4 当 初 契 約 年 月 日 令 和 年 月 日

5 契 約 工 期 自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

注 請負代金額、契約工期は直近の契約内容を記入すること。

## [ 新 ]

様式 完成4 請求書…様式変更

請求書				
完成6				
請求書番号 □□□□□				
税込み請求金額				
※ 金額の先頭に「￥」等を記入してください。				
(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長 請求日 年 月 日				
請求者 住所				
氏名				
※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。				
請求の内訳	件名(品名)	数量	単価	金額
〔税率が通常(10%)と異なる場合〕				
<input type="checkbox"/> 軽減税率適用 <input type="checkbox"/> 経過措置により旧税率適用				
振込口座	以下のいずれかにチェックしてください。			
	<input type="checkbox"/> 登録口座 → 口座情報の記入は不要です。 <input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座 → 以下のすべての項目を記入してください。			
	金融機関名		店舗名	預金種目
				<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 賢蓄 <input type="checkbox"/> その他
口座名義 (フリガナ)				
口座名義 (漢字等)				

## [ 旧 ]

請求書

請求書				
完成6				
請求書番号 □□□□□				
決定 第 号				
下記明細のとおり				
請求書				
会員				
件名(品名) 数量 単価 合計 金額				
上記金額請求します。				
年 月 日 住所				
(宛て先) 京都市公営企業管理者上下水道局長 氏名				
印				
上記請求金額の振込先について(次のいずれかを選択してください。)				
<input type="checkbox"/> 別紙の口座振替依頼書に記載した口座への振込 <input type="checkbox"/> 並款口座への振込				